

翻刻「六組仲ヶ間日記」

小田忠

文化十三丙子年
上下飛脚通日雇駄賃
六組仲ヶ間日記
天保三辰年迄

一年行事毫ケ月相勤切り候ハ、則晦日ニ無相違順席江相渡札帳面差送
り候事
一寄合之節者大躰之用向有之候共(得脱力)成丈無御不參御出席可有之候事
一廻状廻し候節者廻状持廻り日雇為賃錢壹軒ニ付廿四文宛差出し可
申候則使江相渡し可申候事
毎月四日御届下書
乍恐書付を以奉申上候西ノ内ニ相認上包ミの紙に書上
一六組飛脚屋仲ヶ間年行事名前左之通

日本橋組年行事何町誰店

誰

京橋組

右同断

芝口組

右同断

年号月日

捷

一御公辺向被為 仰付候儀何事ニ不依組内一統寄合相談ニ可及候事
一毎月四日道中 御奉行所様江年行事名前無失念書上候事但正月計リ
御届者極月廿四日ニ書上可申候事附リ毎月四日薬種会所江薬種類取
扱之有無相届ケ候事

文化十三年丙子四月六日町奉行所より被仰渡候趣

大芝組	右同断
神田組	右同断
山ノ手組	右同断 連印

道中
御奉行所様

毎月四日本町三丁目薬種会所江届下書

口上

一六組飛脚屋仲ヶ間年行事奉申上候私共仲ヶ間先月中薬種荷物類取扱
候者一切無御座候此段御届奉申上候以上

六組飛脚屋行事

六人名前連印

年号月日
御会所

文化十三年丙子四月六日

日本橋組年行事
南紺屋町善兵衛店

清兵衛印

家主 善兵衛印

五人組 善右衛門印

名主源太郎

代

利兵衛印

御奉行

柳生主膳正様

右印形違米屋佐次兵衛 但此度之印形定

いせ屋九郎右衛門

一米屋三郎兵衛儀片門前壹丁目家持米屋善次郎方二同居仕罷在候處此
度川瀬石町家持とせ後見米屋休右衛門方江同居仕候此段御届罷出候

子三月四日

一堺屋小右衛門儀通壹丁目新道重左衛門店二罷在候處神田白髮町弥兵
衛店江転宅仕候此段御届二罷出候

子三月七日

米屋

右者名前帳面書替改被 仰付右帳面改差上之内町所名前印形相違有
之候二付己後者相違無御座候様急度被 仰渡候事

翻刻「六組仲ヶ間日記」

日光御神着二付人足御請不仕候二付家業御取□し 武右衛門
右之通帳面二名前共書加江可申段被 仰渡候

同子四月六日

平肥後守様御供被致候由右二付月行事六組一統其段御届申上候然ル
処來九日御呼出二付罷出候間委細之儀者帰宅之節御達し申上度候以
上

当行事

大津屋喜兵衛印

六月四日

伊勢屋九郎右衛門

伊賀屋忠助印

各様

伊勢屋清兵衛印

右之通廻状を以為御知申上候以上

米屋佐次兵衛印

乍恐以書付奉願上候

判鑑

伊勢屋九郎右衛門印

京橋組

堺屋小右衛門印

芝西心寺町源兵衛店

越前屋八兵衛印

加賀屋權之助

米屋三郎兵衛印

大芝組

越前屋孫右衛門印

萬屋弥助

但本紙日本橋組行事方右名前之者とも実印致し有之候

一 藥種会所届書持參 七月 之御方可被成御勤候

口上

一 乍憚迴章を以得御意候暑氣之砌二御座候得共各々様弥御揃御清榮二
被成御座珍重之儀奉存候然者當月四日私儀月番二而柳生主膳正様
江御届申上候節當日六組行事衆御腰掛江來加賀屋權之助萬屋弥助兩
人落合候處右兩人者大芝組之内二而休株二御座候處此度 御名代松

右之者共多病不如迄二而道中筋渡世難致家業休株御願申上吳候様申
聞候二付再應家業相続之儀年行事初仲ヶ間一同利解為申聞候得とも
是非とも休株御願申吳候様達而申聞候二付無是非其段名前印鑑帳江
御記し被成下置難有仕合奉存候然ル處右兩人之者共此度京都 御名
代松平肥後守様道中通日雇受負人芝口組平野屋源八手先二而御供仕
罷登り家業仕候右兩人之内弥助儀者當四月十日休株御届申上候無間
茂渡世他國仕候而八六組仲ヶ間一同不取締二相成此上仲ヶ間相放而

己家業仕候得者規定申合等毛無御座候身分勝手二相成候得者規定相
破渡世仕候様相成甚以仲ヶ間不取締ニ相成難渋至極仕候間何卒 御
威光を以右躰之儀以後無御座候様 御慈悲を以仲ヶ間取極之儀一同
偏ニ奉願上候以上

道中

御奉行所様

右之通御書 御奉行所様江当月四日差出相願申候控為念相廻し申候
間御披見之上御順達御廻し可被下候

口演

文化十三子年六月四日 日本橋組

京橋組

狩野探信屋敷利八店

同 幸次郎

芝口組

神明町忠兵衛店

同 又右衛門

大芝組

芝西応寺町家主

同 孫四郎

神田組

三河町四丁目嘉兵衛店

同 次兵衛

山ノ手組

糀町七丁目平助店

同 七右衛門

乍憚廻章を以得御意候不勝之天氣ニ御座候得とも各様弥御揃御清榮
可被成御座珍重之御儀奉存候然者去ル八日廻文を以得御意候通順九
日道中御奉行 柳生主膳正様江罷出候處右名前兩人之者御召出候處
壹人者今以帰府無之外壹人者名代依之平野屋萬吉殿両三人共二名代
之者共故種々御尋有之然共名代之者共二而者分り兼候趣依之來ル十
九日當人共御呼出之趣ニ被仰聞且又病氣ニ而毛駕籠ニ而罷出候様被
仰付候

一御仲ヶ間諸用帳壹冊六組一統願書写相廻シ候間御銘々御披見可被下
候

当行事

伊勢屋九郎左衛門

子六月十日 各様

右之通廻文を以為御知申上候以上

口演

乍憚廻章を以得御意候不勝之天氣ニ御座候得共各様弥御安全可被成
御座珍重之御儀奉存候然者昨日御掛け柳生主膳正様江罷出候處各名

翻刻「六組仲ヶ間日記」

前之者とも凡日延願申出候ニ付此段御達申候

六組仲ヶ間

山之手組

大坂屋利右衛門

右名前之者休株申上候処又候昨日 御奉行所様江再勤仕度由相願申

候処御聞済被 仰付候依之御通達申上候以上

当年行事

伊勢屋九郎左衛門

芝金杉式丁目
取扱人 萬屋平右衛門印

文化十三年六月

芝西心寺町 同 吉本屋政五郎印

子六月廿日
各様

右之通廻状を以為御知申上候以上

六組飛脚屋仲ヶ間
年行事衆中

入置申一札之事

一
六組飛脚屋仲ヶ間京橋組芝西心寺町源兵衛店加賀屋権之助、大芝組
同町政五郎店萬屋弥助休株御届仕家業相休居候然ル処当四月京都
町名代松平肥後守様請負人芝口組平野屋源八殿手先二而御供仕候二
付休株之身分二而家業仕候段御仲ヶ間中不取締相成候趣當月四日道

右之趣書付取扱人差入申候ニ付御下ヶ相願申候処御掛け加藤吉蔵様
今日御出勤無御座追而御呼出御座候為念順達申候間御披見可被下候
以上

当行事

九郎左衛門

子六月廿九日
各様

中御奉行 柳生主膳正様御役所江御訴被成候ニ付同九日右両人召出
し候処兩人とも病氣ニ而代り之者差出御吟味奉請代り之者二而者不
相分同十九日両人とも罷出候様被 仰付則當日罷出候処右家業貯之

始末程々御尋被遊心得違之儀とも御答奉申上御吟味之上御利解被為

仰聞奉恐入候依之來ル廿八日迄御猶予被下置候様双方々奉願上候
処今般拙者共両人取扱を以是迄心得違之儀共再心御詫申入候得者六
候事

一例之通四日御届相濟并薬種会所御届相濟申候事

一 閏八月一日京橋組加賀屋権之助殿一件ニ付京橋藤岡迄寄合ニ罷出申

組年行事衆中御一統御承知被下忝存候然ル上者御仲ヶ間御規定之儀
者勿論不依何事年行事衆中々被仰聞候儀逸々違背仕間敷候旨得(萬)与申
聞候以前之通家業相続仕度再勤願各方々御奉行様江御願被下候様御
願申上候処是又御承知被下忝存候為後日取扱人一札入置申候処仍而
如件

右一件も猶御挨拶之方有之先々其便相済候由二御座候事

人足方定番

十次郎

弥五郎

茂兵衛

播磨屋

弥三郎

日本橋組

大津屋喜兵衛様

越前屋八兵衛様

堺屋小右衛門様

追啓御願申上候此節右燈籠之儀も普請ニ取掛り居候故前置右江御性(姓)
名刻申置候間近頃申兼候得共此節ニ御性名前御取極被下候而御申越
被下候様奉願上候猶又御寄追金之儀も寄附年始江御印割印仕同役と
も受取書差申度候此段左様思召可被下候以上

一子十二月四日御届相済井京橋組大和屋喜兵衛跡式南紺屋町福嶋屋平
五郎譲受願之通被 仰付候同組三浦屋又四郎休株倅安五郎江跡目相
続願之通被 仰付候葉種会所届之儀来る丑正月十九日二御届可申段
中江御願被下御一統被成下候様御取成被成下候様奉願上候先達而
當宿御通行御座候御仲ヶ間之御方江者播磨屋弥三郎を以段々御願申
上置候儀毛御座候得者何卒可然様御執成被下候様偏ニ奉願上候先者
右之段御願申上度候愚札如斯御座候以上

被 仰付候

伊勢屋

文化十三子十二月廿二日

清兵衛

道中御奉行

同宿

草津宿問屋

山内伊兵衛

文化十三閏子八月

榎原主計頭様 御屋敷飯田町式合半坂

翻刻「六組仲ケ間日記」

175

右者文政十四五年二月御勘定奉行御勤役之処同月下旬二猶又柳生主膳正様御代り被為蒙 仰候事

一丑三月四日神原様江御届罷出候処未御引渡不被為済候二付一同引取

追而御届之儀神田組二而相糺諸組江相触可申約談二而引取る

一同日神田組行事次兵衛殿より先月中川崎一件同人方江被 仰渡候二付急廻状を以諸組江相触候事

一同六日明七時御奉行所様江御届可罷成旨神田組より廻状を以申来ル尤

貢錢四拾八文ツ、相渡ス

一同七日御奉行神原様江始而御届ヶ無滞相済候事

但以後者先規之通四日二御届之事

一同五月四日六組飛脚屋年行事名前御届相済候事

一同日鞠町壹丁自家持上州屋善次郎神田組江加入願仕候処其日相済不申同六日罷出候様被 仰渡六日罷出候處願之通 御聞済被 仰付六組年行事一同御請書印形仕差上申候

一先達而北御廻り役様分御尋有之候川崎宿人足勝五郎儀明十七日被召捕候趣御達有之候二付組々江順達を以御達申候以上

神田組年行事

丑五月十八日

越前屋治兵衛
有馬屋清右衛門

右之通廻状を以申參候二付廻状組々江相廻し申候

一十月四日六組飛脚屋年行事御届二罷出候其節同九日二罷出候様被

右之趣四日二願出候處願書上置可申旨被仰猶御腰掛二御沙汰伝可申

仰渡年行事一統當日罷出候処六組飛脚屋二而六濟と定候而諸家様町家在とも京・大坂書状荷物為登候儀者有之候款御尋被遊候二付御返答書差上申候

乍恐書付を以奉申上候

一六組飛脚屋年行事奉申上候諸家様并町家在とも書状荷物飛脚御頼之

節者何時二而も仕立飛脚二差立申候尤月六斎と定候儀者無御座候与奉申上候

丑十月九日

年行事
米屋佐次兵衛

一丑十二月四日堺屋小右衛門御届申上候薬種会所毛当番二而御届申上候事

一同日外組より申聞候者御奉行所江是迄御奉公向毛無之然ル処先日高松様出火之砌六組飛脚屋二御尋有之候哉二承り候二付御奉公勤二人足差出可申旨被申候二付尤之事二候得共一應組中江毛申聞候上二而御伺迄可申与申之候得とも色々掛合之上伺迄致し候事

但此儀廻状を以組中相触各御承知可有之候事

各人別

日本橋組壹人、京橋組四人、芝口組三人、大芝組三人、神田組四人、山ノ手組二人而メ六組一同二而拾六人差出候願出組々年行事共罷出候事

段被仰渡夕方御呼込二而九日二可罷出段被 仰渡候

同九日御奉行所江一同罷出候處少々御加奉被 仰付候上二而夕方御呼込猶十九日二可罷出旨被 仰渡候

同十九日道中御奉行所江御着日二付朝五時罷出候處流二相成廿一日可出旨被 仰付

同廿二日道中御奉行所江御着日二付罷出候之處又々流二相成廿二日可罷出旨被 仰渡

同廿三日同断五ツ時罷出候處七時過御呼込二而於御白洲神原主計頭様被 仰渡候而者非常欠附人足差出申度段冥加を心付候事二八有之候得共是迄欠附之儀者極り有之候得者新規之儀難相成段被 仰渡候則奧書印形致候事

申付可相成処右之族誠ニ奉恐入年行事共江又々詫言御願吳候様申右年行事一統にて又々不便ニモ存候故段々御訴訟御詫立申上候而願下ケニ致候右之始末ニ候故御一統ニ成御承知可被下候既ニ正月五日四ツ時より明ケ方迄右之一件ニ付相懸り皆一統仕組年行事衆三河屋幸次郎殿・萬屋孫四郎殿・吉野屋又右衛門殿去暮中別段御苦勞ニ御座候又々跡ニ而八丁堀江御礼別段御届御名前御宅江年始之御礼之事乍併此上帳場相立候而毛右之始末取究候得者別段世話等毛手薄ニ罷成候様ニ奉存候當組中ニモ御聞及ひ与御方様毛有之候哉ニ奉存候得者右之一件此段毛相認置候御一統御承知可被下候

但去暮五年八丁堀定廻り四人之衆より組合之内三拾壹人惡者御尋御差函年行事共詫言致し逸々始末書日本橋行事帳ニ有之候

一当正月中道中 御奉行所様江別段御用毛無之本町薬種会所江者京橋事相詰申候處去年中高松様御名代之節右三拾壹人之名前之者共之内又八若狭屋忠右衛門殿帳場江踏込候而右下リ宰領割等を吳候様申出候中ニ八年行事中途ニ而事を計御定廻り方江者宜敷取計置候様之族等有之是非宰領ニ遣吳候様申年行事方二者不相成由申既ニ余程言募り喧嘩ニモ可及様子右大勢中より分ケ而備中屋清兵衛名護屋新八天鶩絨伊之助等其外ニモ両三人皆久保町住宅之者共去暮中相馬半左衛門様・大井源藏様・同清太夫様・中村佐七様被仰聞候此上ニモ帳場江踏込彼是申族有之候得者早速可訴出旨被仰聞候故早々右之始末御内宅江夜深ニ及両三度右之始末を訴申上候得者御聞届右之名前之者共御差紙ニ而早々加賀町名主玄関江呼附御叱既ニ繩付御引入牢等毛

一御用ニ付海道筋御通行被遊候諸家様方被 召連候人足之儀拙者共御受負申上候ニ付手先ニ召連候人足共於道中筋不取締又者不行跡之儀有之御差支ニ相成難捨置儀宿々御一統道中御奉行所江被仰立御糺御願可被成候處左候而者仲ケ間内迷惑致候者毛有之候ニ付今般御対談

一札之事

一 門様・大井源藏様・同清太夫様・中村佐七様被仰聞候此上ニモ帳場江踏込彼是申族有之候得者早速可訴出旨被仰聞候故早々右之始末御内宅江夜深ニ及両三度右之始末を訴申上候得者御聞届右之名前之者共御差紙ニ而早々加賀町名主玄関江呼附御叱既ニ繩付御引入牢等毛

申上候処以来不取締之儀無之処急度取締可申依之ヶ条書を以取極之趣左之通御座候

一
御用諸家様方御通行被遊候節御請負御荷物宿継人足共入交り繼場混雜致候遠見懸ヶ通人足之者共其内問屋場江寵越足杯痛ミ申立宿駕籠并乗物肩替御行列前後御道具手代人足等御無心申入候儀追々增長致候趣取締御掛合御座候二付以來之儀者諸受負方々取締之者壱人宛宿々問屋場江御通行中詰切居右躰不取締之儀無之様可仕萬一心得違之者有之候ハ、右詰居候者共御掛合可被下候急度相糺宿々江御苦勞不相掛候様取締可申事

御繼合御立払之儀又者御通行已前

但之者不居合候節右躰之儀有之候共兼而拙者共分申付置候旨決而

御取放被成間敷候事

一
通人足之者共病人・足痛無拵儀二而於宿々二人足御無心申候共可成丈ヶ八相対雇を以問二合取計万一差支之儀有之候節者其段詰合之者共分御頼申入候間其節差支二不相成様御^(取締)計可被下候當人共分何様申入候とも決而御取計被下間敷候依而者詰合之者々御頼申入候宿人足賃錢之儀者尤差支なく直ニ為払可申候事

一
於泊宿陸尺・手廻り都而人足ともより問屋場下役人中相招手代雇人足等申入候儀者決而為致間敷且又荷物之者とも小揚賃錢等渡方ニ差支候趣中之泊宿江無心申入賃錢等を借受済方等閑ニ致候族も有之趣以來決而御取替被下間敷候其節彼是相頼候ハ、受負人帳場江御達可被下候事

前ヶ條之趣を以今般取締書面差上候之上者仲ケ間精々申合其時々差出候人足江不洩様急度申付不取締無沙汰之儀無之様可致候若ケ条二相違致候族毛有之候ハ、如何様ニモ可被仰立候其節一言之儀為申間敷候依之後証取締一札差出申処仍而如件

文政元戌寅年五月十七日

東海道宿々

問屋

御年寄中

一札之事

一
今般東海道筋宿々問屋年寄共儀諸家様方御通行之節通日雇陸尺・手廻り人足等不行跡致增長候ニ付取締方之儀及掛合候處以来六組仲ケ間不取締之儀決而無之様被取計書面被差出候勿論寛政年中御触流毛有之候儀ニ付往来之節差支候義毛有之候ハ、始末承り相談之上不差支様取計可申候

一
諸家様方御荷物之分六組仲ケ間中江受負往来之節道中筋繩手等ニ而同稼流類之者酒手等寢徒り取候者毛有之甚差支迷惑被致候儀有之趣被申聞候ニ付以来右躰之儀毛有之候ハ、其前後宿方之内江被連問屋場会所江被相届候上子細相糺成丈通行差支ニ不相成様取計可申候尤宿方々其節之當人最寄仲ケ間内江致通達候ハ、早速申合之通引取可被申候右ニ付入用等も相掛け候ハ、各方御引受可被成筈ニ御座候依之一札差出候処如件

東海道宿々問屋惣代

年行事中

品川宿問屋

一文政二卯年二月四日 権原主計頭様御役所江年行事御届ニ罷出候

尤年行事六人致印形差出候

年寄

文政元寅年五月十七日
源左衛門印

程ヶ谷宿

申立相済申候

年寄

新兵衛印

一同閏四月四日例之御届罷出候處御奉行様御役替被為 在候ニ付御諸
役江罷出候様御差図有之候

奥津宿問屋

重兵衛印

一文政二卯年閏四月榎原主計頭様御転役勝部伊賀守様道中御奉行被為
蒙 仰御屋敷者本所割下水依之同十九日年行事一同御届罷出候事

岡部宿問屋

久平印

一同六月年行事廿一日例之通四日御奉行勝部伊賀守様江御届申上候事
一文政元寅年五月東海道筋分取締一札御預り申候間御用之節者御覽可
被成候則大帳江入置申候事

金谷宿年寄

伴右衛門印

一此度東海道五十三次分惣代とし而品川宿始外九ヶ宿以上拾ヶ宿出府
致し候儀ハ去ル文政元寅年五月中取極之儀追々等閑ニ相成候ニ付

亦々御愁訴ニ及ひ其上相成候ハ、内済熟談致度趣宿方分申談候儀ニ
付此度者先年道中御奉行根岸肥前守様分宿元取締候様被 仰渡候掲

書江致書添為取替致し候対談取極メ五拾三次江壱ヶ宿壱通宛六組江

六通受取対談決着致候ニ付最早式通致印形三河屋幸次郎殿江相渡置

申候之間右一件之儀者相残江毛印形可致候得とも御順番之儀故御渡

申候尤此度一件之儀大帳江委敷相記し申置候間御用之節者各御覽可
被成候

草津宿問屋

嘉兵衛印

源右衛門印

六組飛脚屋

大津屋喜兵衛

翻刻「六組仲ケ間日記」

同八月四日年行事名前御届ケ参り相済申候此廻状十七日及掛合猶追々規定証文取替可仕候筈

此度中仙道宿々惣代として五六人問屋年寄衆出府被致候然ル處東海道同様取締申度趣私共迄御掛合有之候ニ付來ル十七日正四ツ時通三丁目寿迄会合可仕と申合候ニ付何卒乍御苦勞無相違御出席可被下候様奉願上候以上

屋直段引下ケ可申旨被仰聞候ニ付年行事程々相談仕候而御書上仕候直段左之通ニ御座候尤十九日御書上ニ御座候間只今ニモ早々引下ケ方仕差上申候様被仰聞候間年行事取計左之通書上仕候間相記置申候以上

卯八月十七日

平均式分五リ之引下ケ直段

年行事
御触之前 壱人二付銀九拾匁程

近江屋源六
一京大坂通日雇 此度引下ケ直段 銀八拾七匁七分五
リ

右ニ准し通日雇飛脚日雇共遠近并振合ニ応し式分五リ引下ケ申

六組飛脚屋

日本橋組年行事

通乞丁目儀左衛門店

孫右衛門

外五人

右者近年米直段下直ニ付米穀之直段ニ准し諸式直段引下ケ可申之趣當御役所江被 召呼再応御糺御座候ニ付引下ケ方出情仕候処前書奉

申上候通之余分何方御役所様ニ而嚴敷御穿鑿御座候共此上聊引ケ方無御座候仲ケ間打寄情々吟味仕直段書上仕候以上

候

六組年行事

文政二年卯八月

町年寄衆

右之者共御用有之候間明十七日九ツ時山本傳左衛門方江可被遣候以

上

卯八月十六日亥上刻參ル

岡崎重左衛門
山本傳左衛門

御役所

右之通書上仕相納申候本町式丁目龜之尾ニ而認候ニ付惣組茶代差出候事右直段下ケ御書上之趣六組仲ケ間一同承知依之惣組々ニ而一同連印仕候事右書上之趣翌十八日御通達申上置候

八月廿四日通三丁目寿ニ而六組年行事組々御仲ケ間一同臨時急寄合

右御廻状之趣ニ付六組年行事相揃山本傳左衛門様江罷出申候

此度諸色(直段)引下方先月中兩度町御触毛御座候御趣意ニ付六組飛脚

有之惣連印致八大勢二御座候組々茶代差出候事

六組飛脚屋仲ヶ間規定之事

一 御公儀様御法度之儀者不及申并諸家様方之御作法急度相守可申候事
二 御諸家様方通日雇御用向被仰付候ハ、無御差支奉相勤上候事
三 其御屋敷様ニ而御証文之外無牴之賃錢御願申上間敷事

一 御受負仕御屋鋪様御立御着之節下方之者ニ至迄喧嘩・口論為致申間

敷候様急度可申付候事

一 下方引請并小指之者添陸尺・奴・日雇之人足都而苛察ヶ間敷儀無之

一 様急度可申付候事

一 御名代・御所司代・御城代都而臨時御用向有之候節仲ヶ間内年行事

一 迄人馬ニ応し人割差出可申候事

一 下リ宰領等名目を申金子等無心ニ不正之儀申立候者有之候ハ、年行

事々御訴可申上候事

一 外家業脉之者通日雇御受負候共仲ヶ間内ニ而下方引受并加判等決而致申間敷万ニ右脉之儀有之候ハ、仲ヶ間一同相談之上仲ヶ間相除可

申付候事

一 通日雇受負仕御道中ニ而宿々問屋并泊宿難儀ニ相成候儀決而為致申

間敷候事

一 道中立場茶屋等ニ而呑食仕候者有之候ハ、受負人分相私置其者急度相糾以後遣趣申間敷候事

一 六組仲ヶ間之内ニ而休株相成候而家業致候者有之候ハ、仲ヶ間一同相談之上其筋ニ寄御訴可申上候事

一 京・大坂・伏見飛脚屋仲ヶ間家業先之儀者何事ニ不寄熟談之上相互

二世話可致候事

一 右之條々急度相守可申候万一規定相破候者有之候ハ、仲ヶ間一同相談之上仲ヶ間相除其節一言之儀異儀申間敷候為後日規定連印一札仍而如件

一 文政三辰年六月
右之通規定取極六組
一同之帳面江惣組銘々
連印致シ差出候事

一 当月十九日六組取締一件之儀南御奉行様江御出訴奉申上候則六組年行事為惣代京橋組三河屋幸次郎殿、大芝組尾張屋亀吉殿御両人引受ニ而御願ニ被及候依之外四組年行事共々惣代之方江差入候一札之写

一 一札之事

一 此度町御奉行所様江御訴訟奉願上候ニ付貴殿方御両人為惣代相願候處相違無之候依之組内銘々連印取置申候處寔正ニ御座候為後日賴証文入置候處仍而如件

芝口組年行事

近江屋源六

神田組年行事

河内屋五郎助
日本橋組年行事

米屋久右衛門
山ノ手組年行事

鳥飼屋佐右衛門

京橋組年行事

三河屋幸次郎殿

大芝組年行事

尾張屋龜吉殿

仲ヶ間規定

一 地陸尺・手廻り之者江酒代等差出候処以来急度相止メ可申候若其節

彼是等故障等申立候者有之候ハ、其組年行事月行事引受取扱方可致

候当組内少人数ニモ御座候京橋組年行事可相頼候事

一 辰十月四日御届ニ罷出候處芝口組年行事近江屋源六殿旁仲ヶ間取極

之儀ニ付右之外五組ノ印証之書面取之候上ニ而格別骨折候而取極メ

与申度由且又入用等決而相掛ケ申間敷書面源六殿ノ五組江差出候右

之通源六殿ノ出し候書面源六殿ノ五組江出し候書面とも京橋組三河

屋幸次郎殿ニ有之候両通とも控有之候得共文面略之

一 当巳三月十六日樽屋御役所ノ年行事とも一同被召呼去卯年仲ヶ間一

同江直段引下ケ被仰渡候處猶又引下ケ可致旨被仰渡翌十七日罷出

私共仲ヶ間去卯年引下ケ直段書差上申候ハ此上引方出来不仕候由

一 同年行事連印致し奉申上候委細者曰本橋組年行事日記ニ有之候間

此段略之候

一 此度仲ヶ間取締方一件ニ付町 御奉行所様江御訴訟奉願上候ニ付貴

殿兩人為惣代相頼候処相違無之候依之組合承知連印銘々取置申候然

紙ニ而明五ツ時罷出候様被仰渡候ニ付名主・家主附添罷出候処六

組飛脚屋仲ヶ間共惣人數書出し候様被仰候ニ付奉畏候趣御請仕罷帰

故障之儀申者有之候ハ、仲ヶ間相除申候規定ニ御座候其節一言申間

翻刻「六組仲ヶ間日記」

敷候為後日仍而如件

候趣認置

日本橋組年行事

文政四巳年五月

越前屋八兵衛印

文政四巳年七月廿五日

吟味中手鎖之上
三河屋

差構無之落着 角兵衛殿

京橋組年行事

三河屋幸次郎殿

何屋誰々印

吟味中手鎖之上

三河屋

江戸払 平助殿

伏見屋

江戸払 平助殿

已九月廿九日正五ツ時御呼出し被仰渡候趣御請書左之通

乍恐以書付御請奉申上候

一六組飛脚屋年行事一同奉申上候當四月九日諸家様方通日雇御受負仕候節者都度々々御届申上候様被仰渡候處是迄御參府御迎之儀仲ケ間一同心得違二而御着之上御届奉申上候段奉御察度請奉恐入候以來御參府御迎通日雇被仰付候ハ、御迎出立已前早々御届奉申上候若其砌人數高相分り兼候ハ、追而着之節御届可申上旨被仰付一同承知奉畏候依而御受証文差上申候處仍而如件

日本橋組年行事 同組 伏見屋平助殿

江戸払

日本橋組年行事 通壹丁目儀右衛門店 孫右衛門印

右者奈良御奉行所様御死去被遊若殿鎌五郎様御下り通日雇廿八人角兵衛殿受負二而為代り与平助殿御迎ニ罷登り候處當四月七日嶋ノ巣宿ニ而陸尺之者無賃之人足取之候由且平助殿助郷人足三五郎与申者疵付候与申由ニ承り候得共京橋組ニ而も右書付相尋候處無之由承り

文政四巳年九月廿九日

外五組年行事

惣連印

道中

御奉行所様

但組々銘々江申渡候

口上

差上申一札之事

一 私共請負差出候道中通曰雇之者とも御雇有之御方々之權威を以於宿駅非分之仕方等致し或者猥り二手代り人足を取又者自分ニ可持御道具をも人足ニ持せ其身者馬駕籠ニ乗賃錢をも不相払其外宿方之者ニ對し非分之儀共申掛候趣入御聽此度御取締被 仰出候間其家々之捉を守り其宿ニ而相対致し宿方難儀ニ不相成候様可致義者勿論御休泊所ニあるても都而苛察成候儀又者不行儀無之様致し宿役人共々申聞候儀不相用者有之候得者宿方江御訴申上候様被 仰渡候間万以此上無法之者御座候得者御召捕ニ相成御吟味之上御仕置被 仰付候条兼而其旨相心得諸事寛政元酉年被 仰渡之通承知奉畏候若相背候ハ、御科可被 仰付候依而御請証文差上申候処如件

一 去ル巳十一月十日東海道大津駅ニ而長州様御女中御泊り之節ぐでん去名古屋松友徳京伊三加賀伊助右五人之者下宿江踏込乱妨いたし候二付右之者共捕置長州御役人々宿役人江相達し候処宿役人々段々相詫有之候ニ付内済仕候得共萬屋弥市受負中ニ付此段御届申上候処今朝五ツ時萬屋弥市并六三郎藤吉年行事弥助右町役人差添可罷出旨道中御奉行石川主水正様より御差紙頂戴仕候ニ付罷出候間此段御達申候以上

文政五年閏正月廿五日

大芝組年行事
萬屋弥助

日本橋組年行事
通壹丁目儀右衛門店
佐次兵衛印

乍恐以書付御請奉申上候

同組 惣連印

一 六組仲ケ間年行事共一同奉申上候今日一同御差紙頂戴罷出候近來通曰雇請負人足不足之節者根出宿迄持出し宿人足共之内を相対を以通曰雇人足之内江受荷物為持登り戻り之節者中仙道同様之稼方ニ而罷下り候者間々有之哉ニ御聽ニ達し右躰根宿人足書召連候儀者心得道中

御奉行所様 但石川主水正様御役也

達二一有之候根宿之者通日雇二差出候儀已來致間敷旨私共ら組限り受
負人共江申聞小差共江も雇主の情々申渡候旨被 仰渡一同承知奉畏
候六組一同此段嚴敷申渡宿抱人足共召連申間鋪候様可仕候依之一同
御請証文差上申候処仍而如件

し候故右之者共不残引取申候尤右之者共八右衛門儀一向知人二而毛無之者二而理不尽之儀故此度御取締之儀被仰渡毛御座候間此段御訴奉申上候以上

日本橋組年行事

通志丁目儀右衛門店

孫右衛門

外五組

年行事

文政五年七月廿一日

弥助

道中

御奉行所様
石川主水正様

但六組一同承知印形連印取置候事

乍恐以書付御訴奉申上候

一六組飛脚屋大芝組年行事西心寺町久次郎店弥助奉申上候太田撰津守
様御參勤当月十日遠州掛川表分御発足東海道通同十五日江戸表御着
被遊候節前日十四日品川宿御泊二而受貞人同組高輪北横町又右衛門
店平右衛門差添同組高輪北横町家持八右衛門儀御供仕罷下り右御屋
敷役人中迄懸合致居候前江手廻り芝富山町家主不存伊三郎其外多人

数龍越右八右衛門を呼出し酒手金拾兩呉候様申候一付断二及候八、御着之節口論二而茂仕懸ヶ可申哉難計御差支二毛相成候而者恐入候二付無是非金四両式分伊三郎江遣外二部屋江名前不存者江金式両遣

右二付取扱人立入相詫候ニ付当八日銀座式丁目藤岡ニテ六組年行事
一統寄合致し以来取締之儀者相談いたし夕方引取申候
同十九日御呼出しニ而御吟味ニ相成日延致シ遣申候

翻刻「六組仲ケ間日記」

同廿五日双方罷出候処其日流れ

同廿九日御吟味之上己手鎖人一同入牢も可仕様子二而御猶予を相願

吳候様取扱人立入被頼候二付采ル九月二日迄御日延相願候処御聞清

ニ而引取申候

九月二日罷出候処流れ二相成引取右之趣二御座候當四日二者堺屋小

右衛門方々御立合被下候

入置申為取替証文之事

一去寛政元酉年四月中道中御奉行根岸肥前守様御勤役之節六組飛脚屋
仲ケ間御取極被成下候処道中筋之儀毛巖敷御取締被

仰付候得共於
御府内素人二而上下渡世之旅人宿致候者儘有之道中二而取逃欠落

仕候者調方行届不申難儀至極仕候二付今般別紙之通町 御奉行筒井

伊賀守様江奉願上候処拾壹組人宿衆中故障之儀有之候哉之旨喜多村

御役所より御糺二御座候然ル処拾壹組衆中奉公人筋者勿論古來々道

中通曰雇御受負致来候二付以来共是迄之通双方為申合家業相続仕候
様猶亦篤与熟談仕候上者此度御願之筋俱二被成御願下忝存候然ル上
者不依何事相互ニ通達いたし^(通)異失無之様可致候若違乱之筋也有之候

八、何様ニモ可被仰達候其節一言之儀申間敷候為後日為取替証文入
置申候処仍而如件

京橋組々之廻状

弥御勇健被成御座珍重奉存候然者但馬屋弥三郎殿入牢二付明六日見
廻差遣申候甚以御苦勞ニ奉存候得共左之通奉願上候猶又御面会之上
可申上候以上

御年行事衆中

河内屋五郎助

山ノ手赤坂伝馬町壹丁目

出雲屋弥太夫

神田元飯田

近江屋吉右衛門

銀座新両替町

大津屋喜兵衛

日本橋元大工町

狩野探信屋敷

文政五年

三河屋幸次郎

大芝組芝西応寺町

萬屋弥助

惣御年行事衆中様

金壺両式分

壹組

六ツ割

京橋組年行事
近江屋吉右衛門
田村屋半兵衛

金堺歩宛

一 御届書両通とも調印仕大喜助二手代藤助一為持遣し候節代藤助御役所江持參仕候処不相済久右衛門当病之由御願申上候得共夫二而毛不済翌四月十六日兩人共罷出御請仕候得者毎度年行事之者共心得違仕候趣たんと御叱御座候以来者年行事自身持參可致前々申付置候得共甚心得違之由急度一同江可申通旨被仰付候何れも御供已來者左様思召年行事之者とも御同道可然奉存候當日出立甚不在候前日御届可然候

午四月六日

御年行事衆中様

日本橋組年行事

久右衛門

乍恐以書付御訴訟奉申上候

一 六組飛脚屋仲ヶ間惣代年行事狩野探信屋敷利八店幸次郎、芝西応寺町久次郎店弥助奉申上候私共家業之儀者京都日光御名代様方諸御役人御在番様方諸大名様方并御家中様方道中通日雇御受負數年來仕来候儀二御座候然ル処天明八年正月廿八日山村信濃守様御勤役之節東海道井木曽路道中とも小揚取住所不知惡者共宿々江徘徊仕諸御武家様方御往来之節御供立候附添或者野田文者山中二而無駄二金錢無心申掛其上御荷物二取附無断かつぎ余り格外之賃錢寢徒り取又者於御泊宿私共召連候日雇之者共帳場二而勘定仕居候処江多人數押込喧嘩等仕懸ヶ乱妨仕必至と難渋仕候ニ付右駄之儀無御座候様以御

慈悲御触流被成下候様御訴訟申上候得者御糺之上天明九酉年正月十七日願人共被為召出道中御奉行根岸肥前守様江御引渡二相成候段被仰渡右御役所江可罷出旨是又被仰渡難有奉畏候則同月廿日右御役所江罷出候処幸ひ道中宿方々同様之儀願出候儀毛御座候而被仰渡追々御吟味之上素人受負之儀者無差構私共仲ヶ間人數百九拾四人古來より飛脚屋と相唱來候處寛政元酉年四月三日右人數二而六組仲ヶ間組株御定被成下置猶又前書願之通宿々江毛御触流被成下置且又於道中諸御屋鋪様方御供ニ召連候日雇之者足痛病人等御座候節者宿役人江得と相掛合無差支致取計百九拾四人之者足痛病人等御座候節五海道宿々江差出候様被為仰渡候二付仲ヶ間之者一同難有仕合奉存候右之趣山村信濃守様御番所江御礼御訴奉申上候然ル上者京・大坂・伏見又者諸家様方御國受負人共之儀者旧來存合之者故相互二仲ヶ間規定申合行届向後被仰付候御触等毛承知仕猶又遠國御役人衆中様方之御通行之節御登り下り共道中聊毛御威光を以毛頭不法之儀を毛不仕神妙ニ御供仕候得共仲ヶ間外余人受負之儀者差構仕間敷之旨仲ヶ間御取極被下置候節被仰渡候儀奉畏候然ル処地日雇或者渡り徒士・同陸尺・同手廻り・押右入口其外御出入之者江通日雇用向被仰付候故猶又於道中筋御威光を以宿々江毛頭旅行仕候儀も万一可有御座候哉と乍恐奉存候然ル処素人受負之御諸家様御通行之砌日雇并小指等ニ至迄道中ニおゐて不埒成義を毛御座候得共私共儀者組株御取極被成下置候故是迄何事ニ不寄道中宿方々私共仲ヶ間目当二相手取彼は申上道中御奉行所様江是迄度々御訴訟申上候尤其節

翻刻「六組仲ヶ間日記」

之申開仕候然ル上者上下渡世之旅人共六組飛脚屋仲ヶ間内ニ差置候得者万端仲ヶ間規定等為申聞候得者取締尤万一御尋之者又者取逃欠落等之者御座候而毛調方行届且又不在者者仲ヶ間一同申合召遣不申候得者第一諸家様方御用并自ら取締行儀等格別宜相成候儀ニ御座候処近來一統猥リニ相成上下渡世之旅人共素人宿江差置致家業候ニ付道中筋不取締不行儀モ間々有之候ニ付私共仲ヶ間之者甚迷惑仕候間依之素人ニ而上下渡世之旅人宿仕候者者私共仲ヶ間江致加入同様家業仕候ハ、道中往来之節者不及申猶又組内々規定等得与為申聞候ハ、仲ヶ間一統取締宜可有御座候哉与乍恐奉存候且又諸武家様方御道中通日雇用向被仰付候節御発駕并御宿之砌通日雇之者共多人数込入混雜仕候ニ付万一千喧嘩口論等為無之渡り徒士・陸尺・手廻り・押等江夫々酒肴少々死差遣置當日無滞石御用相勤來候処近來私共通し日雇用向御受負高多少之無差別右渡り徒士其外之者共儀右遣し候酒肴之外祝儀与号無躰ニ多少之金子無心申掛ケ少々差遣し候欵又者受負高聊之節無拋及断候得者其砌者事済し置御発駕并御着之砌御門内外或者宿元又者御通行之途中江多人数罷出理不尽ニ通日雇之者江口論仕掛け御供先御差支相成候様ニ仕誠ニ家業妨ニ相成候ニ付任申旨酒肴之外ニ無唱多分之金子寝徒り被取申右断候得者前書之始末ニ付誠以私共仲ヶ間一同乍恐必至与難渉仕候間何卒格別之以御慈

悲前書申上候素人ニ而旅人宿仕候者一同私共仲ヶ間江加入仕候様且渡り徒士・陸尺・手廻り之者被召出右躰寝徒りケ間敷儀一切不申掛并御武家様方御発駕御着之節者理不尽成る家業不仕候様嚴敷被

仰付被下置候ハ、仲ヶ間一同難有仕合ニ奉存候且前書私共組合御定被下置候節者願書并道中 御奉行様江差上置御請証文其外御触書諸書付写相添此段奉願上候以上

狩野探信屋敷利八店

文政四巳年五月

幸次郎

家主

利八

芝西応寺町久次郎店

弥助

家主

久次郎

御奉行所様

被仰渡之趣

六組飛脚屋仲ヶ間惣代年行事

狩野探信屋敷

幸次郎

同

芝西応寺町

弥助

此者共儀道中通日雇之儀ニ付所々申上願出候間相糺候処差支之儀無之候間願之通申付候併訴状之内渡り徒士・陸尺・手廻り・押等寝徒りケ間敷儀申掛致し候旨申立候得共取留メ候儀毛不相聞候間不及沙

汰候右之通被 仰渡奉畏候為後日仍而如件

文政六末年四月十八日

京橋辺

町々御触流し

道中通日雇之儀前々度々御触流有之猶又去々已年道中方之儀一付當所六組飛脚屋仲ヶ間之者共申立取締之ため素人二而通日雇宿致シ候者共者六組飛脚屋仲ヶ間江致加入諸御触并規定等申合家業致候様申渡候儀相願糺之上願之通申付候以來素人一而通日雇宿致候者六組飛脚屋仲ヶ間江致加入可致渡世候右之通從 町御奉行所被 仰渡候 間町中家持者不及申借屋店借り裏々迄不洩様名主支配限り月行事持之場所迄も入念可申継候以上

北口年寄

鎌倉町名主

平四郎

願上候

伊三郎

初之助

未四月

太郎兵衛

伊三郎

生御糺御座候処篤与相弁不申旁不行届之段御差留奉受一言之申訣無之奉恐入候依之太郎兵衛・初之助手鎖御預ヶ被 仰付元來取計方不行届又者申付方等閑之段御吟味奉受逸々可申上様無御座重々奉恐入候此上道中筋二而通人足之者苛察之儀者勿論人足雇入方出生等与不相知者者雇入不申右躰之儀無之様猶又篤与取極以來急度相慎可申上候間何卒格別之 御憐愍を以此度不來不調法之儀御馬先被成下置候様偏ニ 御慈悲奉願候以上

乍恐以書付奉願上候

一 城州伏見南部町家持津国屋太郎兵衛、京橋弥左衛門町藤助店伊三郎・同人伴初之助一同奉申上候當四月中太郎兵衛請負申上候御荷物伊三郎下受負仕中仙道勢州津迄持越候通日雇人足之内熊谷深谷両宿之間東方村境内二おゐて御役人様方江対し苛察之儀有之御吟味被仰付奉恐入候右二付茂吉・仁太郎・仁助儀御尋被 仰渡候処右三人之者共新町宿止宿之節其夜欠落仕行え相知不申伊三郎江右之者共出

差上申一札之事

中仙道往還武州東方村地内二おゐて通日雇人足共苛察之取計致方二

初之助

前書二有之候一件落着始末

翻刻「六組仲ケ間日記」

189

付一同被 召出再応御吟味之上左之通被 仰付候
 一 太郎兵衛・伊三郎儀道中筋二おゐて通曰雇之者苛察法外之儀等為致
 申間鋪旨每以被 仰渡別而近來御取締向も厳重被 仰渡候處申付方
 不行届故既ニ藤堂和泉守様御国元江御暇之節太郎兵衛請負伊三郎下
 受負ニ而差出候人足共中仙道往還武州東方村地内ニおゐて御用ニ而
 御通行御座候御評定所御留役様方江対し苛察之取締致候次第二相成
 剋和泉守様御役人中より右次第糺取之後モ 御奉行所江御訴可申上
 心附モ無之手延之取計致候故右人足不残逃去行え不相知様相成殊ニ
 伊三郎者身元モ不知者共を小指治兵衛ニ任せ申雇入太郎兵衛者御吟
 味中通曰雇受負致候始末銘々不届ニ付太郎兵衛儀者伏見御構伊三郎
 一同江戸払被 仰付候

但御構之場所徘徊致間敷段被仰渡候

一 五左衛門・熊次節儀御道中筋ニおゐて人足とも苛察法外之儀等不致
 候様通曰雇受負仲ケ間之者共江嚴敷被 仰渡モ有之候段乍相弁藤堂
 和泉守様御国元江御暇之節御家老中被召連候通曰雇を五左衛門受負
 熊次郎下受負故既ニ東方村地内ニおゐて御評定所御留役様江対し苛
 察之取計方致候次第二相成剰石御家老中より御尋有之候節人足共を一
 ト通相糺候上ニ而等閑ニ致置殊ニ熊次郎者小差渡世致候身分ニ而身
 元モ不相知者共を雇入候故人足共之行為手掛けモ無之始末ニ罷成不
 届ニ付兩人共所払被 仰付候

一 次兵衛儀道中通曰雇之者共苛察法外之儀為致間敷旨受負人共江嚴重
 被 仰渡候モ有之候を不弁小指之身分ニ而人足共江申付方不行届故

東方村地内ニおゐて御評定所御留役様江対シ苛祭之取計致候次第二
 相成其上身元モ不相知者共をせ話致伊三郎江為雇入候始末不埒ニ付
 過料五貫文被 仰付候

一 初之助儀者無御構段被 仰渡候右被 仰渡之趣一同承知奉畏候且過
 料錢者三日之内大貫治右衛門様江可相納旨被 仰渡候是又承知奉畏
 候若相背候ハ、其科可被 仰付候仍而御請証文差上申処如件

伏見御奉行支配

文政六末年八月三日

太郎兵衛

右城州伏見南部町
太郎兵衛

城州伏見南部町持

町役人惣代問屋

四郎兵衛

弥左衛門町藤助店

伊三郎

右伊三郎伴

初之助

右同人方ニ居候

治兵衛

右家主

藤助

五人組

請左衛門

備中「」茂吉

名主仁右衛門預り候代

吉兵衛

藤堂和泉守領分

勢州安洗津弁天町家持

升屋

五左衛門

未八月四日

八月年行事

町役惣代年行事

加兵衛

石原清右衛門御代官所

東海道大津宿家持

熊次郎

宿役人惣代年寄

平右衛門

六組通日雇受負人

年行事惣代喜助店

吉左衛門

松平越中守様

奥州白川分品川迄

請負人

神田組久右衛門町式丁目安兵衛店

福嶋屋宗七

品川宿分東海道桑名宿迄

日本橋組川瀬石町重兵衛店

米屋久右衛門

道中

御奉行所様

同 備前 伊太郎
同 仁助

右三人之者共江戸表見当り次第蜜々年行事迄可申出候
 右之趣組々一同江為申聞候様年行事一同江被仰渡候且又諸家様か
 た并御家中御出立之節当日雇之儀兼而被仰渡候通当日届ケ不相成
 候其儀得与御承知可被下候已來心得違無之様 御奉申上候御承知二
 候八、印形可被遣候以上

右躰不行届無之旨御通達一同承知印形仕候

乍恐書付を以奉願上候

一六組通日雇年行事通壹丁目儀右衛門店孫右衛門、京橋組同水谷町并
 助店吉左衛門、芝口組同兼房町藤次郎・庄次郎兵衛、神田組同皆川
 町三丁目平助店新八、大芝組同芝西応寺町久次郎店弥助一同奉申上
 候今般

越前屋孫右衛門

萬屋弥助

京橋組瀧山町忠右衛門店

若狭屋忠右衛門

道中

御奉行所様

右之通ニ而御聞済有之候

一 喜多村様御役所掛り林忠右衛門殿今井右両人御類焼二付六組仲ケ間

年行事為惣代為御見舞目録遣し申候此割合壹人二付錢百文宛

一同申三月八日 銀座藤岡ニて年行事寄合割合惣組返達仕候

芝口組桜田善右衛門町家持

平野屋源八

大芝組芝新門前壹丁目

代地家持

政田屋源兵衛

阿部鉄丸様

請負人

以上

右御取替ニ付來九月上旬ノ日々引続御引越通日雇銘々被仰付受負仕

候何卒右御届之儀者美濃紙帳面一仕立日日々人数差立高書加へ壹ヶ月

限り毎月晦日ニ御届ケ奉申上候様御聞済被成下置候様偏ニ奉願上候

以上

日本組年行事

越前屋孫右衛門

文政六末年

八月廿八日

京橋組内

近江屋吉左衛門

芝口組内

加賀屋次郎兵衛

神田組内

長門屋新八

大芝組内

候

一 六組仲ケ間行事衆於銀座藤岡ニ寄合有之候春中毛御一同御沙汰有之

候處其後ニ相成居候得共素人受負等致シ又者上下者差置候輩多分有

之 御奉行所より御触流之御趣意を相背居候ニ付不得止事候間此節

參勤之砌上下者出払候而者御吟味毛相当り候ニ付三河屋幸次郎殿代

越後屋新兵衛殿・萬屋弥助殿兩人六組為惣代右素人ニ而上下者差置

候輩相預ケ御訴訟申上候段御一同御承知ニ而右兩人衆中相頼追而雜

用差出可申書付差入申候

文政七申年四月十八日

一同七月十五日京橋組内申来候而藤岡江寄合例之通喜多村御役所江御

進物遣し壹組々金壹歩ト三百三拾六文ツ、割合一同御承知

正様江日光御用人足之儀以書付御伺奉申上候處九日日光江殿様御発

駕ニ而御取込ニ候間御着之上御伺可申上候様御訴訟前ニ而被 仰渡

一 御老中水野出羽守様申年日光江御発駕二付日本橋組之内川瀬石町家

持久右衛門受負致候御届日本橋年行事孫右衛門致候處同廿一日帰府

仕是又致御届候

一 日光御調所より六組年行事御呼上差紙參外五組同道罷出候先日道中

御奉行所江来酉年日光 御參詣二而通日雇人馬之儀奉願上候処右願

書御調所江相廻り候二付御察度被 仰渡候其上御仕法帳相下り右之

写左二

一 来酉年日光山 御參詣一付供奉之衆往返通人馬受負方相願候上者道

中筋人足馬士共荷物附送大切二取扱才領・小頭之者取締方入念神

妙二可相勤候則御勘定江伺之上仕法帳左二申渡候

一 安永度者通人馬寄所御府内所二明地之内見立小屋敷銀之趣之處此度

者右先格相改供奉之衆人馬入用辻取極次第兼而受負之者々其向江及

掛合先方屋敷内又者明キ屋馬場等江 御成前々人馬為相詰可申候

一 御泊宿二おぬて仮小屋鋪銀差置每朝供奉之衆旅宿夫々操入候而者可

致混雜二付此度者矢張供奉之衆旅宿内江人馬操込差置尤賄方飼料者

受負人とも手二而拵方可致候

一 病馬足折人足有之節之ため代人馬江戸表々可召連右代り人馬之分者

受負共所対二而別宿江出可申右之分別段貲永者不被下二付尤人馬賃

永之内見込受負金高可申聞候

但代り人馬之儀正人馬正人足拾人正馬拾疋二付何人何疋ツヽ可

差出段兼而可申立候事

一 諸荷物貢目之儀御定之通駄荷本馬四拾ヽ目迄乗掛本馬式拾ヽ目迄人

足壱人持五ヽ目之積

り其余過メ目無之様兼而供奉之衆其筋江御達し可有之候等二候

一 長持釣荷方持之類四人持又者五人六人持者貫目二而モ平日道中筋二
於ゐて荷物馴候者者丈夫之人足数ニ無之候とも丈夫ニ持通し相成候
ハ、賃錢十貫目当りを以取引人数者相對次第不足ニ而モ不苦候

一 一人馬賃永之儀受負高取極メ候節三分通其後御時節前三分通兩度ニ都
合六分通内備金相渡 還御之上残金四分通相渡可申候

一 一人馬賄料鳥飼料共先ニおぬて俄ニ直段引上候而者受負人共可致迷惑

二付弥受負人取極り候上者岩槻・古河・宇都宮領主并日光奉行々下
方江相当ニ直段取引可致旨御勘定所々御達シ有之候御時節至り候而

も直段不引上事相心得人馬賃永積り上可申候

一 日數之儀往返八日日光山逗留三日都合日數十一日之積り相心得人馬

賃永受負直段可申聞尤其時逗留日數相増候狀又者 御成道之外道筋

違通行之向余慶之日數相掛り候ハ、其分日割を以増永可相渡候

一人馬村出し已前不用ニ相成候而モ受負金高日數割を以一日分可相渡

候并一端江戸差之上不用ニ相成候分日數三日分相渡可申候

一 請負人并才領・小頭者同心江分り宜様法皮着用之積ニ付右法皮一手

切色替ニいたし後江之方江丸之内通しといふ字相記し右法皮色合紛
敷無之様申合書可出候

但馬何疋ニ才領何人人足何人ニ付同断何人所調可聞済候段可申出
候事

右仕法書之趣を以受負金子成丈下直ニ積立何人何疋者可引受段早々

可申聞候以上

文政七申年九月

日光御用調所

右御仕法書帳六組江も壹冊ツヽ相下り申候

一 日光 御参詣御用二付道中御奉行所様江六組行事二而差出願書写し

左二

乍恐以書付奉願上候

一 六組飛脚屋仲ケ間年行事共一同奉申上候来酉年四月中日光山江被為

遊 御参詣候ニ付諸御役人様方御供通し曰雇人足御用被仰付有之候

ハ、兼而家業貳ニ付六組日雇方受負人とも申合為相勤候様可仕候并

御堅メ御大名様かた御大消諸家様御出入御用も相勤候ニ付格別多人

数二相成候間当年之内諸国熟合之者共江掛合手當為仕候様引合井

銘々調達を以内金渡置候様仕度左様ニ無之差掛被仰付御差支相成候

而者奉恐入候乍恐此段御伺奉申上候格別御大切之御用ニ付此段御聞

濟被下置候様奉願上候以上

六組年行事

一同連印

上左之通認出入

御調ニ付乍恐以書付御請奉申上候

御奉行所様

一 日光御用御調所より御仕法相下り御察度之儀ニ付組々寄合いたし六

組行事銀座藤岡ニて寄合有之候

一 馬喰町御調所江三度行事計り罷出候

同九月廿一日

一日光御用人馬直段書差出ス

但貲銀之儀六組行事ニ而相互ニ入札致し合平均ニ而人三両九匁八

厘馬七両三分九匁五分八厘ニ相成候得とも

左之通評議之上書上

人壹人ニ付 金三両十永百文

馬壹疋ニ付 金七両壹分弐朱

右之通六組行事連印ニ而差上翌廿二日五ツ半時可罷出旨被 仰渡

同廿二日

一 昨廿一日日光御調所ニ而可罷出旨被 仰渡候ニ付其刻各罷出候午中
刻頃乍氣之毒明廿三日罷出候様被 仰付即刻引取

同廿三日

一 御調所江已刻六組行事相揃罷出候外口々四手有之候衆中一同ニ被

仰渡候者四手々差出候貯銀馬壹疋ニ付永廿五文相増六組の方者人足

壹人ニ付永弐百文相増候間相談致し引下ヶ相成候ハ、引下ヶ可申旨

被 仰渡伺候而宿森田屋江下リ四手之衆中惣代六組行事一同相談之

一 来酉年日光山 御参詣ニ付御供奉諸家様御往来通人馬之儀先達而中
東海道筋中口千住口幸手宿一同江御仕法書御渡被遊人馬貯銀等夫々
奉申上候處猶又六組飛脚屋仲ケ間行事共々右通人馬御用相勤可申段

奉伺賃銀是又一同ニ取究可申趣左之通被 仰渡候病人馬代之儀正人
足拾人ニ壹人宛正馬式拾疋ニ付代り壹疋宛差加江宰領等小頭者人足
拾人ニ付壹人宛馬拾疋ニ付武人宛差添候積其外者都而御仕法書之通
相心得可申事

馬壹疋ニ付金七兩壹歩ト永百廿五文

外ニ永廿五文 四手之方ニ而直段引可申分

人足壹人ニ付金武両三分ト永武百文

外ニ永武百文 六組之方ニ而直段引可申分

但人馬數之儀諸家様万御取極次第御配當可被仰付不限多少直段ニ而

御受負可仕候

前文賃銀双方共御吟味減并代り人馬宰領・小頭等都而被 仰渡候
通ニ而聊無御差支御用相勤可申候右御糺シニ付奉申上候通相違無御
座候以上

東海道川崎宿

問屋 助右衛門

年寄 達右衛門

神奈川宿

問屋 清九郎

年寄 源兵衛

程ヶ谷宿

問屋 清太夫

年寄 四郎兵衛

堺屋小右衛門

武丁目庄五郎店

日本橋組年行事乗物町

六組飛脚屋仲ヶ間

米屋久右衛門

日本橋組川瀬石町

浅草花川戸町

京屋幸右衛門

中野村名主

堀江卯右衛門

名主 庄十郎
年番後見 庄九郎

右惣代品川宿

芝田町武丁目

木具屋藤八

中野組神田富永町

伊勢屋半兵衛

問屋 右馬之助

年寄 文藏

藤沢宿

戸塚宿

問屋 四郎右衛門

向之儀當時御伺中一付來々戌年迄御延引相成候共是迄御吟味受候御直段之外增方等者難及御沙汰二候旨是又被 仰渡承知奉畏候相仕組合等江篤与申聞候様可仕候依之御請印形奉差上候

同
京橋組年行事水谷町
喜助店

近江屋吉左衛門

同
芝口組年行事新両替町

武丁自家主
大芝組年行事西心寺町

近江屋源六
文政七申年十月十九日

日本橋組年行事

六組飛脚屋年行事惣代
日本橋組年行事
乗物町代地庄五郎店
堺屋小右衛門

近江屋吉左衛門

近江屋吉左衛門

大芝組年行事西心寺町

来酉年日光御用筋二付十月四日京橋組之内三河屋幸次郎殿分内談寄

合申来六組行事不残寄合暮方引取

一十月十八日夜日光御調所分六組飛脚屋日本橋組小右衛門同断京橋組

年行司水谷町喜助店近江屋吉左衛門明十五日曆時過可罷出旨之御差

紙到来之節御差紙御返却可申段被仰下候

一同十九日曆前馬喰町四丁目馬場森田藤七方江兩人相揃即刻御役所江

罷出候御達し左之通二付則御書付帳面江御請印可仕旨被仰下奉畏任

仰候則写

御請書

一来酉年日光山 御參詣被 仰出候処当秋打続水難二付御延引来々戌

年御參詣可被遊旨被 仰出候

右之通御書付出候段被 仰渡承知奉畏候然ル処私共受負奉願候御用

得共新例故可成丈見合内々聞合等毛致候処是非とも喜多村江毛不届

御役所

伊奈様

中村様
山田様

一去ル申年十二月廿三日喜多村御役所分六組年行事并大津屋清介次二
各江御配府到来翌廿四日可罷出旨依而罷出候

但大津屋友次郎殿休株相続願之儀

道中御奉行所様者拙者当リ月十月四日願之通御聞済被遊被下御帳江

清介殿印形被致相済申候得共近例二而町年寄喜多村御役所江猶又届

有之候田二付諸組聞合可致心得之處十月四日三河屋幸次郎殿毛江日

光一条二付相談有之六組行事寄合候二付清介殿一条談之上取極申候

得共新例故可成丈見合内々聞合等毛致候処是非とも喜多村江毛不届

候而者不成訣二付十一月六日当人清介殿掛り年行事小右衛門両印二
而十月四日相談之上願出候処書面等直し候得共略入取用二相成候様

左二記入

喜多村御役所々左之通認可申旨御差図二付写置

乍恐以書付奉願上候

一六組飛脚屋仲ヶ間日本橋組元大工町弥兵衛店卯平方二同居仕罷在候
大津屋友次郎儀去ル亥年五月中病死仕候二付休株二相成罷在候此
度同人增大津屋清助江株式譲り度之儀奉願候処願之通被仰付候二
付以来仲ヶ間之者共江被仰渡通堅相守可申旨被仰渡奉畏候為其
御帳江印形仕置候以上

金武百疋

鳥目五拾疋

御年番中

此節新例初二付行事共江者礼無之旨十月四日小右衛門一同江及対談
置候間一切いづれも不遣候

同日席二

一喜多村御役所江歳暮之為御祝儀近例有之

金毫両三分式朱ト百文相掛け候二付右六ツ割二而

日本橋組

伊勢町文助店

大津屋清助印

同組年行事

堺屋小右衛門印

外行事

五人印

廿四匁五分

但壹人七分ツヽ之由二御座候

一京・大坂・伏見々願之一件京橋組三河屋幸次郎殿々申来候趣左之通
写置申候

三拾武匁式分

拾三匁三分

廿四匁五分

日本橋組九人

京橋組四拾六人

芝口組十九人

大芝組三十五人

喜多村

御役所様

右者十月之掛り行事二而拙者二御配府參り相勤候事

喜多村手代衆頭

林忠右衛門殿

金武百疋

宅本町三丁目菱屋裏一二而

同御役所

御広間中

御役所小遣衆

翻刻「六組仲ケ間日記」

者嚴敷御咎申付候節御氣之毒一奉存候一付其御仲ヶ間御衆中様宜敷
御伝達可被下候以上

右之通申來候間御仲ヶ間右躰之仁有之候ハ、掛り合二毛相成候二付
一應此段申上置候以上

文政八酉年三月廿二日

京橋組年行事

三河屋幸次郎

日本橋組年行事

越前屋八兵衛

惣組年行事
其外一統江

神田組元飯田町五人組持店年行事五郎助殿々來ル

文政八酉年三月十三日

三河屋清兵衛

神田組桜木町
山ノ手組
遠州屋忠兵衛

六組年行事

六人

名主家主五人組

町

御奉行所様

一 当二月廿五日急廻状を以申來候趣櫻井忠左衛門様御茶壺之御用向二
付先出入神田組之内三河屋清兵衛殿御用向相勤來候處山ノ手組之内
遠州屋忠兵衛殿江御用向被 仰付候二付先御出入三河屋清兵衛殿六
組仲ヶ間規定等を申出入二及候段町御奉行所江御願山ノ手組遠州屋
と出入二付六組年行事二月廿五日御差紙を以被 召出候而六組取扱
人二而又々三月四日二罷出候処相流三月七日罷出又々相流三月十日
罷出候処又候相流三月十二日熟談内済二相成候

一 無是非当二月八日奉御訴訟申上候得者同十四日二可罷出旨被 仰渡
御裏書頂戴相付公事合当日双方罷出相手度々返答書奉差上御吟味二
相成六組飛脚屋仲ヶ間年行事通壹丁目儀右衛門店八兵衛狩野探信屋

敷利八店幸次郎新両替町式丁自家主源六芝西応寺町八十吉店重兵衛
敷利八店幸次郎新両替町式丁自家主源六芝西応寺町八十吉店重兵衛

一 金武両也

右者此度櫻井忠左衛門様御用向二付我等方江被仰付候処其後又候貴

元飯田町五人組持店五郎助鞠町隼町五人組持店鉄五郎被 召出仲ヶ
間規定等御糺御座候然ル處前書櫻井忠左衛門様通曰雇之儀者去ル十
二月中願人清兵衛方ニ被仰付猶又当正月中相手忠兵衛江同様被仰付
清兵衛方者御断被成候儀ニ御座候忠兵衛儀八清兵衛々右御屋鋪御受
負一札差出候儀ニ付仲ヶ間自法相背候儀二者無之候得共糺方不行届
儀ニ御座候依之仲ヶ間年行事共取調一旦清兵衛方ニ而受負候儀ニ毛
有之候間此上両人申合相努候様御用向者忠兵衛宅人ニ任せ相口銭内
忠兵衛万々金武両清兵衛方江差出候御対談仕候上者同人毛此上御吟
味可奉願上儀無之以來双方無申分熟談内済仕偏ニ御威光与難有仕合
奉存候依之為後証済口証又差上候処依而如件

清兵衛方者御断被成候儀ニ御座候忠兵衛儀八清兵衛々右御屋鋪御受
負一札差出候儀ニ付仲ヶ間自法相背候儀二者無之候得共糺方不行届
儀ニ御座候依之仲ヶ間年行事共取調一旦清兵衛方ニ而受負候儀ニ毛
有之候間此上両人申合相努候様御用向者忠兵衛宅人ニ任せ相口銭内
忠兵衛万々金武両清兵衛方江差出候御対談仕候上者同人毛此上御吟
味可奉願上儀無之以來双方無申分熟談内済仕偏ニ御威光与難有仕合
奉存候依之為後証済口証又差上候処依而如件

殿江被仰付右始末二付乍恐御訴訟申上候処六組仲ヶ間年行事衆御呼
出し相成取扱被 仰付候二付熟談之上兩人二而相勤候積二而御取扱
を以遠州屋忠兵衛殿江御用向之儀相任為口銭書面之金子段々受取内
済熟談無申分御下ヶ奉願上候以上

頭共江右躰之儀以來無之様夫々奉公人共迄行届候様御慈悲を以嚴敷
被為 仰付被下置候八、仲ヶ間一同御仁惠之程重々難有仕合奉存候
以上

神田組桜木町

文政八酉年六月十日

六組年行事
六人

三河屋清兵衛

道中

御奉行所様

文政八酉年三月十三日

六組御年行事衆中

御取扱人

一
御番所入用左之通神田組三河屋清兵衛殿鞠町遠州屋忠兵衛殿右両人
二而

金壺歩式朱ト

惣メ惣年行事名主家主人用委細八日本橋組二有之候二付略之

壱貫六百廿文

乍恐以書付奉願上候

一
六組仲ヶ間飛脚屋年行事共一同奉申上候日本橋組川瀬石町家持武右衛
門神田組小柳町 店惣右衛門山ノ手組裏伝馬町壹丁目佐兵衛店八十
八右三人之者共去ル文化十三子年日光 御法会二付道中御奉行柳生
主膳正様於御役所六組年行事共一同被 召出通人足可相勤旨被 仰
渡候処一同不取締二付右三組年行事とモ其組々諸事不行届御免奉願
上候二付御吟味中之上一家御察度一同奉恐入一言之儀申訏無之一同
過料錢被 仰付年行事右名前三人之者共儀家業向御取放し相成奉恐
入罷在候得共其組合惣代之者共時節悪敷年行事組合惣代相勤罷在候
二付家業被 召上候処其組合之者歎ケ敷奉存候不得止事此度私共江
度々相歎申出候二付不顧恐年行事共一同 御慈悲奉願上候先年之通
家業相続仕候ハ、広大之御仁惠難有仕合奉存候以上

座候以上

日本橋組年行事

孫右衛門

御奉行所様 石川主水正様也

酉六月

一七月四日六組々樽屋江二季附届一組二付銀六匁三分ツ、割合之事
 一江戸六組仲ヶ間京都江御諸家様御着之節部屋（一而是迄酒代等寝
 徒り遣し難渋二付六月七月中六組段々相談之上相願候ニ願書御受取
 二而度々御吟味之上日本橋組二而者八兵衛殿御掛り合諸入用等惣割
 合入用略之

一同五日銀座藤岡江寄合七日二有之候処延引京橋組・芝口組々申来候
 一同七日寄合二道中 御奉行石川主水正様近々飯田町江御屋敷替二付
 為冥加与其節持はこび人足差出申度相談二而願書出来九日ニ願出候
 積八日二認九日御腰掛け江行事共四時揃

酉十一月九日

六組年行事

乍恐以書付奉願上候

一六組飛脚屋仲ヶ間年行事共一同奉申上候是迄數年來御顔を以通日雇
 受負家業相勤來冥加至極難有仕合奉存候然ル処此度御屋鋪替被為蒙
 仰候ニ付恐多奉存候得共御引移之節年行事共々持はこび人足奉差
 上度奉存候何卒此段御聞届被成下候ハゝ難有仕合奉存候以上

惣組中

前書之通被 仰渡候間六組一同其組々一統江戸敷申付置連印取置可
 申候

六組仲ヶ間規定連印帳控

六組仲ヶ間規定可致事

一此度番組人宿共并徒士・押・足輕・陸尺・手廻り・中間ニ至迄苛察
 不法之趣度々町御触毛有之処不相止候ニ付當八月十六日右之通陸

文政八年十一月九日

六人

日本橋組年行事

道中

尺・手廻り部屋頭ども迄被 召出両町 御奉行 榊原主計頭様筒井
 伊賀守様御立合二而厳重被 仰渡承知奉畏候則御請証文奉差上候右
 二付猶又御符内者日雇稼之者共迄同様之儀店連印取之御請申上候儀
 二御座候得共通日雇之者たりとも同事ニ可相心得事ニ候
 一六組仲ケ間飛脚屋是迄御諸家様方御用受負御発駕又者御着之節とも
 御屋鋪様江戸抱陸尺・手廻り并徒士・押部屋中間衆迄酒代差出之儀
 依有之候由近年ニ至多分寝徒り掛或者品川・板橋其外道中筋出口迄
 も罷越押借り同様之始末等有之趣以来不限多少右躰之合錢決而差出
 申間(敷)候事

一六組仲ケ間請負先御発駕并御着之砌不法之者無心ケ間敷儀申掛け取
 籠之節彼是押借り同様之儀共に有之是迄等閑ニ被致候趣相聞人宿共江
 者別段被 仰渡候ニ付私共同様之儀ニ可致旨南北三郷廻り役衆様方
 被仰聞候之間江戸住所之者不及申同居人ニ而モ可申立候事
 一道中筋ニ而右同様之始末之儀者名前相糺宿役ニ而相勤候ハ、宿役人
 江預ケ置帰國之上年行事差添道中御奉行所様江可申立候無宿又八道
 中筋徘徊候者ニ候ハ、其趣其最寄宿江御沙汰被成下候様可申立事
 右之通堅申合規定連印致候上八向後万不遣候ニ付彼是申者御座候
 八、右之趣申聞差遣候上可申立候事

文政八酉年九月

六組年行事一同
惣組々江申渡

但一同々連印取之
乍恐以書付御請奉申上候

一御諸家様方御旅行一付京都御廻り之節御摶家様宮様方又者御武家様
 方之内御手廻り之由を以七八人連ニ而通日雇之下宿江罷越或者途中
 一二伝居御通行之節日雇之宰領等江金子寝徒り掛け又者金子差出候得
 者諸御向之御手廻り部屋并人宿組合之者共々酒代等寝徒りニ罷越ざ
 る様取計可遣杯と申掛け夫ニ不取敢候得者口論等仕掛け其内取扱人
 等立入宰領之者江彼是申談金子寝徒り取兔角差支之儀出来候様仕掛け
 候故當時ニ而者寝徒りケ間敷儀等不申掛け内酒代差遣候得者格別穩ニ
 付無拵石之通取計趣來候得共追々員數等相増及難渋候旨申上候処御
 累之上右者京都町於 御奉行所夫々厳重ニ御取締被 仰出候間以来
 者御諸家様方御旅行ニ付通し日雇とも京都江罷越候節之前書之通不
 筋之儀申掛け候者有之又者縱令右躰之儀無之候共に有無ニ不拘其都
 度々々御用番京都町 御奉行所江右宰領之者とも罷越御届可申上尤
 行旅差障ニ不相成様被成下候筈ニ付其旨相心得一同承知奉畏候仍而
 御請証文差上申処如件

文政八酉年十月十五日

十一月十一日六組行事々上方仲ケ間江差出候書状之返書左之通
 然者江戸渡り奉公人風儀不宜ニ付此度嚴重之御取締被 仰付并通日
 雇受負人手先之者共迄不法之儀於有之者早速可申立旨被 仰渡之趣
 委細ニ御申越被下逐一承知仕候已來右様不來不法之儀有之候ハ、右
 被 仰渡候趣意通り篤と申聞其上不相用候ハ、無用程直様御年行事
 衆江相断其次第二寄碇通り御掛け奉願上候尤御地ニ而此度御取締之
 趣当地仲ケ間中江早速可申聞候何分已後宜敷御添心奉願上候誠以ケ

様嚴重二御取締二御座候上者御互ニ相守り急度相心得其御振合を以掛合可致候毎々御世話様之段不残忝次第奉存候先者右之段御報迄二申上度事共御座候恐々謹言

京都通日雇仲ヶ間

年行事

筑後屋長兵衛

近江屋市兵衛

西十一月廿八日

江戸六組御仲ヶ間

年行事衆中様

右書状六組仲ヶ間一統江順達を以相廻申候

一 戊三月十五日道中御奉行所様分之御差紙

三田古川籠土町代地

弥兵衛店

嘉兵衛

芝新門前壹丁目代地

家持

嘉兵衛

右名主家主五人組

通日雇受負人

日本橋組

外五組一同

右之通明十六日五時二罷出候様被仰付候事

一 六組飛脚屋仲ヶ間年行事共奉申上候當 御奉行様被為蒙

御勤役候

一同十六日六組年行事罷出候処大芝口政田屋方町役人同道籠土町嘉兵衛殿町役人同道九ツ半時御呼出し二相成候処政田屋嘉兵衛殿去年京都御所司代御供分直様薩州様御迎ニ被參候ニ付薩州様御迎之節之御届無之由如何之訛ニ而御届不致候哉之段御調有之殊之外御叱リ被遊候處嘉兵衛殿者他行政田屋方道中々病氣之由ニ而両方共代人故御答も相成兼申候ニ付後日ニ兩人とも御呼出し御調へ被 仰付候由被仰渡今日八引取可申段六組年行事八今日計ニて宜敷由被 仰付候ニ付皆々引取候事

文政九年三月十六日

一 咲廿九日六組年行事御呼出しニ相成先達而芝口組行事近江屋源六殿大芝組萬屋弥助殿分願書為差出右両組仲ヶ間之衆中入用掛錢等一向相掛け不申候ニ付其趣相願候處右組内之名前等夫々書出し可申様被仰付候ニ付右等之相談四月二日銀座式丁目藤岡ニ而寄合可申段申參候右之段御含御出席可被下候

三月晦日

京橋組・神田組・山ノ手組・日本橋組右四組者御願不申上連印計二

御座候

四月二日ふし岡ニ而大芝一統芝口一統寄合申候処芝口相談相

極り大芝八四月八日迄日延四組年行事ニ御頼相成候

四月十六日六組年行事一同罷出差出シ申候願左之通

乍恐以書付奉願上候

翻刻「六組仲ヶ間日記」

二付以御蔭五海道筋并京都押借同様之致始末候者通曰雇上下渡世之者迄近之行儀等も相直り仲ヶ間一同冥加至極難有仕合奉存候然ル处分業之者素人二而通曰雇受負仕候族仅有之候故上下渡世仕候者共今以私共仲ヶ間内々申聞候儀毛取用不申我尙二相成候得者又者風儀毛不宜様成行候と存甚歎ケ敷奉存候且京都・大坂・伏見御当地仲ヶ間二而渡世仕候者凡三百式拾軒余も御座候処仲ヶ間内ニ而通曰雇受負致候得者御往返之節并御迎出立之節も御届を仕其外入用等も相掛り候処外家業二而通曰雇致受負候者御届等も不仕其上仲ヶ間入用等も相掛不申候二付依之私共仲ヶ間之者とも心得違之者共多分有之候二付私共二おゐて甚奉恐入候右様之始末二付恐多御事二者奉存候得共先年当 御奉行様御勤役二被為在 御座候節格別之以 御慈悲六組飛脚屋通日雇受負人とも御鑑札御焼印可被下旨被 仰渡御出来迄承知罷在候処可相成御儀二御座候ハ、此節御渡被下置候様仕度左候得者仲ヶ間之者共格別之取締二相成一同承続仕重疊難有仕合奉存候何卒広大之御慈悲と一同奉願上候以上

文政九戌年四月十六日

一六組飛脚屋仲ヶ間年行事共奉申上候當 御奉行所様被為蒙 御勤役仰候二付東海筋并京都二而押借同様之始末仕候者共嚴敷被為 仰付冥加至極難有仕合奉存候然ル处分私共仲ヶ間内足元ニ毛惡者共有之候由情々被為 仰渡候故得与吟味仕仲ヶ間一同江申聞候二付御当地二而無心ケ間敷俄申者も有之候得者年行事共々御願申上候左之名前之者共東海道筋品川宿々府中近辺迄二罷出押借り仕候二付京都・大坂・伏見仲ヶ間之者共甚難渋仕候二付嚴重被 仰付被下置候様偏ニ奉願上候并奥州道中中仙道筋二者六組仲ヶ間内ニ而取逃仕候者共徘徊仕り是又押借り同様之始末仕候得共名前相知不申候二付以 御慈悲御触流被成下置候ハ、重々難有仕合奉存候以上

文政九戌年四月十六日

日本橋組年行事

越前屋孫右衛門

外五組

年行事一同

道中

御奉行所様

乍恐以書付奉願上候

赤坂

久米

元山ノ手組加賀屋源次郎

元山ノ手組加賀屋源次郎

高輪

萬吉

ぢよん兵衛

伴

源次郎事

元京橋組若狭屋太左衛門

源甫

原右衛門倅
与之助
婦じ久米

右名前之者共二御座候以上

日本橋組年行事
孫右衛門

外五組 年行事
道中

御奉行所様

願書奉差上候処上ヶ置十九日可罷出旨被 仰渡候

四月十九日御用日二付六組年行事一同御呼出し二付罷出候 戊三月廿三日願立

一芝口組年行事近江屋源六殿より櫻田善右衛門町平野屋源八殿相手取 候出入三ヶ年程仲ヶ間入用差出不申由願立之趣右源八殿御差紙二而 御呼出し有之於 御役所木村来助様源八江被仰候二者仲ヶ間内壱人 出銀等不致候儀者甚不埒之事二候壱人二付規定相背候八、株式御取 上ヶ二相成可申由御叱有之嚴重一七年行事江相詫可申候旨被 仰渡 候

右同日六組年行事共々願立候儀前書二有之候通

一六組仲ヶ間共々御鑑札御渡被下置候も素人二而通曰雇受負候者共相 分左候八、取締二も相成可申由御願上候得者於 御白洲御利解有之 候而當 御奉行様御先役中も右躰願有之候処差障り之筋も有之願下 ケ二相成候此節願出候儀者至極尤之様二者相聞候得共却而迷惑致候 儀有之べく候此度も格別二御評議も有之候得共篤与勘弁可致候様被

一大芝組年行事萬屋弥助殿&芝新門前政田屋源兵衛殿相手取候出入源

翻刻「六組仲ケ間日記」

仰渡候二付來ル廿七日迄御日延願出候
前書ニ有之候願立之一条患者共於道中押借り等之始末誠ニ難済仕候
間品川宿分府中迄ニ徘徊致候而無宿同様之者共故五海道筋触流願上
候得共右患者共何れニ徘徊致候与突留候而願出可申候望御触流し有
之候共患者共を宿方ニ而者存不申候得者其穿毛無之候間今一応能々
相調へ願出可申旨被 仰渡候

一四月廿二日銀座藤岡ニ而寄合前書ニ控有之候御鑑札願御利解毛御座
候ニ付御下願可致候哉之処御下ヶ願可然与年行事一同相談之上御願
下ヶ書面相認申候其外大芝芝口一件相談

一 同廿四日六組年行事一同罷出御鑑札御下ヶ願書面差上申候処追而可
及沙汰旨木林村来助様被仰渡候且又芝口組出入來月三日迄御日延願御
聞濟相成申候大芝組年行事弥助殿アシタカ芝新門前式丁自代地政田屋源兵
衛殿相手取候一件双方江委ク御利解毛有之御叱り御座候ニ付是又來
ル三日迄御日延願御聞濟相成申候

一四月廿四日御呼出し有之夕方迄罷在引取申候

一 同廿五日芝口組仲ケ間衆銀座藤岡ニ而寄合有之候者近江屋源六殿平
野屋源八殿相手取候一件ニ付昨廿四日双方罷出候處來ル三日迄五組
年行事ニ御日延願ニ付取扱之趣申入候處芝口組仲ケ間納得致對談行
届申候暨時より參り暮六時引取申候

一 戊四月廿六日道中 御奉行石川主水正様外桜田御屋敷元飯田町御
屋敷江御引移有之候

一 四月廿七日大芝組年行事弥八殿分政田屋源兵衛殿相手取候一件ニ付

大芝組仲ケ間重立候衆拾三人相揃候尤出入年行事五人取扱候様被
仰渡候御趣意ニ付九時ノ赤羽根瓦屋江参り自談致度双方江熟談申入
候處双方ニ金子取引立合勘定毛有之候処段々入訣申双方其外仲ケ間
之衆一同納得仕漸々懸ケ合行届申分無之熟談仕候兔角穩ニ相成候儀
大慶仕候一件自談相調候故五月四日 御奉行所様江御願下ヶ可仕候
同日五時過引取申候

大芝組重立候者拾三人寄合六組年行事六人立合候節大芝分酒
肴夜二入茶積ヨメを出候此時六組行事より餅菓子遣ス且赤羽根瓦
屋江茶代其外

一 五月朔日銀座藤岡ニ而芝口組寄合有之候ニ付六組年行事立合近江屋
源六殿平野屋源八殿出入熟談相調申候且茶代其外共六組江割合入用
差出候

一 京都・大坂・伏見三ヶ所江此度取締願之趣六日限書状相認メ遣ス尤
書状壹対ニして伏見津国屋長藏殿江向ヶ為差登候右早状瀬戸物町鳴
屋江出入ス

一 五月四日近江屋源六殿分平野屋源八殿萬屋弥助殿分政田屋源兵衛殿
相手取願立之儀六組年行事段々取扱を以熟談内済ニ相成御下ヶ願書
面式通差上候處双方并仲ケ間一同規定証文ニ致ケ様之趣ニ而取極候
与申処取極メ候八年ば以來之不取締ニ而右牴之儀又者願出候事毛難
計候うもるをし之様子ニ而取済者浮之有候様子ニ相見ヘ候与御利解
有之候ニ付御下ヶ願書御下ヶニ相成申候間又々七日昼時より銀座藤
岡ニて寄合之席ニ而外四組之年行事毛出銀等之儀毛取極申度候様行

事一同此事御相談毛可有之候右之趣ニ而四日夕方双方引取申候

外四組者取極メ有之候といへとも猶又出銀年行事給分等之儀

但者御奉行所江願立候筋但一毛無之様子被 仰渡候間申継ニ認

置申候

一四日御届申上候事即刻二御聞置同日芝口平野屋源八、大芝組政田屋

源兵衛一件夕刻迄相掛ル

但御鑑札等之儀毛有之旁

一七日銀座藤岡ニ九ツ時々寄合暑六半時過一斷引取

但別段仲ヶ間入用行事給取宛之事惠者共申上種々用向

一九日御奉行所江出候御鑑札願下ヶ書面先月廿四日越前屋孫右衛門其外行事とも一同分被差上候処此節御引移一付不相見候由二付猶又差上可申旨被 仰付則認差出候當月者小右衛門行事二相成御下ヶ書名前違口上三而御断申上候無程御呼込願之通下ル御請書差上 同日芝口組源八・源兵衛出入御尋有之候此儀者諸組共篤与相談取調可申上御答申上候永続之儀尤之由是又御勘弁有之

一同日押借一件如何致候哉御尋有之突留次第可申上旨御答申上候

十一日芝口組寄合有之五組行事出席銀座藤岡ニ而行事給其外談

一十三日神田組寄合外神田青柳ニ而有之趣意右同断五組行事出席

一十四日大芝組同断赤羽根瓦屋ニ而有之趣意右同断五組行事出席

一十六日銀座ふし岡ニ而六組行事寄合先年以惣代町方江御願申上候素人二旅人差置候段末相止候二付此度大芝組弥助殿、山ノ手組鉄五郎

殿御両人為惣代願出下ヶ相談夕刻引取

一十九日 御奉行より京橋・大芝組兩人廻状を以残之組を呼ニ差越

仲ヶ間取極之儀十四日大芝組者趣意違候儀殊前書返通ニ出候得者近

源毛代旁日本橋組も可応申聞取極度由ニ而廿六日迄日延願書出ス後

弁御呼込御聞済其節悪者共御尋例之通突留次第と答ル

一廿日通式丁目辰巳屋ニ而組合中寄合仲ヶ間入用相談日本橋組者は迄通りを可申上与極ル并惡者有之候ハ、其時之行事江早々可相届旨申

談候

一廿七日 御奉行所様々六組江兼而被 仰渡候規定書奉差上候然ル処

大芝組ニ而者是迄素人ニ付三分ツ、積金有之候処此節御改残之京

橋・芝口・神田・山ノ手四組内実者免毛角毛表向者三分ツ、積ニ而訛並諸規定共廿余ヶ条被申立候當組之儀者積金毛行事給毛無之候得共四組之方江一心可致哉當組迄可申上候哉与相談者兼而廿日ニ通町外茶屋辰巳屋ニ而取極候通常組有躰申上候外ハケ条共都合九ヶ条越孫様ニ而廿六日朝熟談加印等御相談之上本紙認今日差出候

同日午ノ半刻御呼込公用人衆市川来助様御出席被仰渡二者則差出候

書面等毛有之候間仲ヶ間中篤与相調可申出既ニケ様之書面有之候相

弁居候哉被仰下拝見仕候処覺候者無之相願写申候而小右衛門預り

但右様日本橋々差上候書外四組□大芝組書面いつれも其節下り候

事致拝借写留御上納申明後廿九日行事一同外ニ大芝組未申酉年行事

并善左衛門・作兵衛・九右衛門可罷出旨被 仰渡

但未年々申酉行事者其方共同様町役人差添ニ不及外三人町役人可出旨是又被 仰渡

翻刻「六組仲ケ間日記」

廿九日御用日二付行事一同八腰掛江出候後則御呼込

大芝組之内政田屋善左衛門備中屋作兵衛播磨屋九右衛門同末年行事

萬屋金五郎他国二付代久兵衛甲年行事江戸屋十兵衛他国二付代和吉

酉年行事常陸屋嘉兵衛戌年行事萬屋弥助都合七人

右者三人之者病死届毛不相届右諸株自己ニ引受致渡世其節々之年行

事金五郎・十兵衛・嘉兵衛一同等閑之至右始末不埒ニ付銘々急度可

被仰付候處大芝組之儀受負人共之内死失又者諸株引受候儀者御届
并願等不致候仕來候様いつとなく成り行畢竟外組々江毛不申合故當
時之者共而已心得違ニモ無御座候間御定めを以一同急度御叱リ被置
候

但以来者寛政三亥年中願書置候御請証文之通仲ケ間一同急度可相

守旨被仰渡候

右之通被仰渡候之趣一同承知奉畏候若相背候ハ、御科メ可被仰

付候仍而御請証文差上申候処如件

大芝組芝軒門前壹丁目代地

又兵衛店

善左衛門

家主

又兵衛

五人組

又右衛門

同所濱松丁式丁目仁兵衛店

戌年六組年行事金杉三丁目

嘉兵衛

酉年同三田古川籠土町代地

弥助店

和吉

久兵衛

申年同同所八十吉店重兵衛

他国二付代

佐平店

金五郎他国二付代

榮藏

未年六組年行事西心寺町

村役人物代組頭

作兵衛

武州荏原郡南品川三丁目

五郎兵衛店

中村八太夫様御代官所

家主

九右衛門

仁兵衛

五人組

善吉

武州荏原郡南品川三丁目

五郎兵衛店

次郎右衛門店

差上申一札之事

弥助

前書被仰渡之趣私共儀毛罷出奉畏候依之奥印を以申上候以上

日本橋組年行事

神田鍛冶町壱丁目兵介店

文政九戌年五月廿九日 小右衛門

京橋組年行事

狩野探信屋敷利八店

幸次郎倅代

平兵衛

芝口組年行事新両替町

式丁目家主

源六

神田組年行事元飯田町

五人組持店

鉄五郎

道中

御奉行所様

御奉行 石川主水正様御留役町田

茂十郎様御白洲二おゐて

寛政三亥年六組百九拾四人惣代神田組惣右衛門外拾人分差上置候御
請書前書之通去ル廿七日拝見被仰付候一付奉願写

湯嶋壱丁目家主

江戸六組百九拾四人惣代
神田組年行事

一五海道通日雇仲ヶ間江戸六組百九拾四人江願之通去ル戌年七月被
仰付私共之内渡世相止候款休候節者其度々御届申上譲り渡又者新規
加入之者共毛御座候ハ、願之通御差図可奉請旨被仰渡候ニ付兼而
右仲ヶ間之者共所付名前印形等取揃帳面差上置申度右名前之内譲渡
又者新規加入或者実子江跡株為引受候儀其度之願之通可被仰付候
哉又者私共申合相極候上御届可申上候哉奉伺候且右名前并所替印形
等改候節宿々江申達し候儀者品川千住・板橋・内藤新宿江相頬夫分
宿々送りニ致し貰ひ候様仕度旨申上候依之被仰渡候者所付名前印
形等取揃帳面差上候儀者願之通被仰付候渡世相止候款休候節或者
実子江跡株為引受候儀并所替名改印形改之儀者仲ヶ間申合相極候上
御届申上差上譲候名前帳江付紙認又差出候ハ、右帳江御張置可被下
候新規加入又者実子之外親類縁者他人江譲り渡し候義者仲ヶ間一同
申合障無之候ハ、其段以書付申上願之通御差図を受相極候上ニ而帳
面前之上江張置候様改候名前所付認印形致し差上可申右之度々
宿々相頬書付相渡夫分宿送りを以相届貰候様可致右所替并印形等相
改候狀其外譲り渡又ハ渡世休候款相止候節者急度其度々宿々江相達
し遲滞致間敷候旨被仰渡奉畏候仍而御請証文差上申処如件

寛政三亥年四月

惣右衛門

忠兵衛

同月行事

三河町三丁目家主

同月行事同七丁目家主

源七

五郎兵衛

忠兵衛

日本橋組年行事

道中
御奉行所様

元大工町平兵衛店

右者根岸肥前守様御勤役中ニ差上置候處此度前文之通大芝組一躰ニ付五月廿七日右書面拝見被仰付一同奉恐入候依之写留置申候

日本橋組年行事

一廿九日押借同様悪者共舌代御尋ニ付兼而四月十六日申上置候六人名前之内与之助与申者外悪事有之候哉南御奉行 筒井伊賀守様御番所

袴田町七左衛門店

江深川辺々差出ニ相成入牢被仰付候趣承知仕候其外者未仲ヶ間之者共旅中ニ而突留候儀毛不相分候間十八日出御日延願出入御聞済來

九右衛門

京橋組年行事
豊町傳七店

月十九日可罷出旨公用人木村来助様又被仰渡候

藤兵衛

芝口組同芝口武丁目家主

一同廿九日仲ヶ間規定取極之儀六組一同ニ所持仕候昔々之書付古帳面

大芝組同西応寺町家主

共相調候上ニ而取極仕度依之來ル廿五日迄御日延願出差出入御聞済

廿六日可罷出旨公用人木村来助様又被仰渡候

孫四郎
同月行事中門前三丁目
長右衛門店

覺

甚兵衛

願人 加納屋吉兵衛
相手方大崎善次兵衛

山ノ手組年行事

鞠町九丁目長兵衛店

一神田組之内本郷三丁目加納屋吉兵衛殿御出入屋敷久永主税様此度駿河三之御加番被仰付候處同組ニ而大崎善次兵衛与申人去ニ段々

御加番御手附二相頼候而此度右加納屋吉兵衛殿是迄御出入久永様被召取候二付段々六組年行事江被相頼候故惣仲ヶ間近來規定等も有之候二付年行事一同尤之儀二御座候故一統十九日二久永様江御願書相願遣し候処尤二候得共先番々伝達御座候由与御申被成乍併年行事一同相願候二付先番江篤与掛合之内此方より加納屋吉兵衛宅江及挨拶二申候様与申候故其併二年行事差置候処問合等御座候故猶又本郷加納屋吉兵衛江廿九日一統不御返答聞糺申候処少々御屋敷御留守居取込御座候二付其内年行事迄加納屋々挨拶等御座候由其内廻り行事二御座候故御次江相送り申候乍併此一件之儀者皆々一統□□行御屋鋪御留守居衆相手取道中御奉行所江急度御願立申候積り二て御座候加納屋江是迄之通被仰付候八、毎年々御出入之格式も御一統二相立六組仲ケ間規定も相立依之右之通相願置申候何連御順番内実否相分り可申与存候

六組年行事

六人名前

右一件中六組惣割合入用差出入
一七月四日加納屋吉兵衛殿一件二付道中 御奉行所様江年行事一同
訴状差出ス北村御役所江益定例遣物六組割合出入

立合

文政九年戊六月十九日願出し
御屋敷小石川駿河三加番

右御屋敷江相願候而御闇済無之
候得者 御奉行所江六組より
相願候積二御座候

一六組年行事為惣代大芝組萬屋弥助、山ノ手組菊屋鉄五郎兩人二而御当地之内二而無株二而道中持之者共差置候者三拾壹人相手取南 御奉行筒井伊賀守様江御出訴申上候処御糺之上早々相手方江御差紙被下可申猶又当月廿七日罷出候様被 仰付候右為入用金壹組二而壹分

一六月四日御届

一同九日御届

一同十八日御届

一同十九日御届

御白洲御吟味悪者一件
御割印御糺惡者御糺御願下ヶ
数寄屋河岸東屋寄合加納屋吉兵
衛願二付其外一件

悪者一件其外當時御下ヶ相願御
掛け様御出勤無之其日相仕舞
衛願二付其外一件

悪者一件其外當時御下ヶ相願御
掛け様御出勤無之其日相仕舞
大芝組一件之内又々御掛け候不
残御伺九日之日八是々用なく御
下ヶ被仰付六組行事御受申上候
右加納屋吉兵衛殿一件に付六組
行事又々久永主税様江御伺吉兵
衛殿方々色々掛け合水道橋水茶屋

宛差出吳候様被申候二付則金毫分差出申候右二付御腰掛迄見舞罷出

候

七月廿二日

人足差置候人宿相手取明廿八日南御番所江一同罷出候處御裏書頂戴仕候二付惣代大芝組萬屋弥助殿支配名主内田勘右衛門殿、山ノ手組菊屋鉄五郎殿支配名主矢部与兵衛殿右兩名主江相手方三拾人名主方江通達二付今廿七日ハツ時金杉内田勘右衛門殿宅江立合可申名主名

前左二

兼房平十郎殿

井上勘助殿

渡辺源太郎殿

斎藤市右衛門殿

廣瀬平八郎殿

伊東惣吉殿

小宮善右衛門殿

右名主方當人召連今廿七日ハツ時立合可申候由廻状ニ而已來右相手之外壱人

左二

兼房町市右衛門店

相手 金蔵

年行事

河内屋五郎助

三河屋幸次郎
近江屋源六

一当廿九日加納屋吉兵衛殿一件二付石川様御役所江年行事一同罷出候相手善次兵衛仲ケ間夫々規定有之候處右規定相守不申段御叱り一件落着仕候右二付久永様御留守居モ御呼出しニ而右之始末被仰渡候夜二入四ツ時引取申候

七月廿八日

一南御奉行 簡井伊賀守様江人置候者一同御呼出し御紀御座候追々御調可有之候

一八月四日道中御奉行 石川様江年行事名前御届ケ相済同日 簡井伊

賀守様御差紙ニ而六組惣代萬屋弥助・菊屋鉄五郎御呼出し相手方一同御吟味罷出候處御調有之双方々証拠書物差出候得共年号違之儀有之候二付道中 御奉行所様々御帳面御取寄御調可有之候由被仰渡候右二付來ル十三日迄御日延願仕候尤九日芝口三丁目松の尾ニ而双方立合可仕候趣町役人衆々も懸合有之引取申候

一八月七日芝赤羽根瓦屋ニ而六組年行事寄合并神田組加納屋吉兵衛、山ノ手組上州屋善次兵衛出入規定通り被仰付候間六組仲ケ間已來急度規定相守可申段申合之事

『六組仲ヶ間公用書留・六組仲ヶ間日記』の解説

小田 忠

乾坤」は、江戸六組飛脚屋仲間の一つ日本橋組の旧記と記されている。資料については藤村潤一郎「江戸六組飛脚屋仲間にについて」の註（14）を参考のこと。資料に沿えば次の通り。「天正八（ハレハ）寅年（ハニコ）元子年迄 六組飛脚屋旧記 日本橋組 式冊之内」「天明七末年より寛政

本翻刻は「大阪商業大学商業史博物館紀要第十号」掲載「六組仲ヶ間公用書留」の続きをあたる。前編の翻刻文の後で触れておいたが、物流博物館所蔵の「六組仲ヶ間公用書留・六組仲ヶ間日記」の来歴は不明である。ここでは、新資料と従前の資料との相違を述べる。

六組飛脚屋に関する資料は、児玉幸太編『近世交通史料集』七所収の「六組飛脚屋旧記乾坤」「六組飛脚屋惣代証文」、『駅遞志稿』の「五街道取締書物類寄」、物流博物館所蔵「六組仲ヶ間公用書留・六組仲ヶ間日記」がある。他に児玉幸多『宿駅』、宇野修平（日本通運株式会社『社史』）、史料館研究紀要（「江戸六組飛脚屋仲間にについて」第五号）（「江戸六組飛脚屋仲間にについて（続稿）」第六号）（「通日雇について」第七号）（「福岡口雇支配・大坂通口雇萬屋喜平次について」第八号）藤村潤一郎、児玉幸多先生古希記念会『日本近世交通史研究』藤村潤一郎「信州松代藩における通日雇について」

「六組飛脚屋旧記乾坤」は、六組飛脚屋仲間の一つである日本橋組の旧記である。「五街道取締書物類寄」は、道中奉行で作成し、使用していたと伝えている。物流博物館所蔵の「六組仲ヶ間公用書留・六組仲ヶ間日記」の性格は、前者と幾分違っている。

児玉幸太編『近世交通史料集』に所収されている「六組飛脚屋旧記

二戌年迄 六組飛脚屋旧記 日本橋組 式冊之内」とあるが、物流博物館所蔵の「六組仲ヶ間公用書留・六組仲ヶ間日記」とは、内容が聊か違っている。このことは、街道に小揚取や悪党が出て、組合の者が狙われ、通行の妨害をする。彼らの目的は、金をねだり取ることにあって、通行の妨害、脅し等をした。このため、六組年行事達は、道中奉行へ訴出した。その時の記録が延享二年、宝暦十年、天明七年（寛政元年の記事であった。組合にとり都合のよい記事しか拾つていなければ、組合にこれらの事件が、道中を往還する人にとって總てであつたからこそこの記事を選択し、旧記の名前を残した。

延享二年〈延享元年東街道宿々御触流〉

宝暦十年〈五街道御触流〉

天明七年～寛政元年〈寛政元年仲間に仰付と五街道御触流〉

右の三つの記事は、道中で小揚取・悪党が出て金をねだり取り、宰領などがおどしなどを受けた。中には、悪党から腰物を取られ、打擲の上金を取られ、また、金をねだり取られた。これらの事実をつけ、通行を妨害されることなく、安全に道中往還をするために御触流を願つた。最初の御触流を紹介する。

延享一年 〈延享元年東街道宿々御触流〉

延享元年一月上旬から「六組口用頭割取并才領等重荷物二至迄」道

中に出ることが困難であった。

その理由は、品川から小田原まで小揚取・悪党が出て、金をねだり取り、荷物を押え、宰領などを脅して通行させない。夜分宿に大勢で来て、金三両～金五両、錢で一貫文から五貫文の借用を大勢で申し出、もし、貸さない場合は、翌日人気のない山中で待ち伏せ、御長持を引き据えて通行させない。主立った宰領口用頭が来ると、御荷物に群がり旅行をさせない。結局金二両～金三両を悪党共に渡すことになる。

三月八日に町奉行能勢肥後守、御勘定奉行道中御掛け御加役神谷志摩守、大目付道中御掛け御加役水野対馬守に対し、願書を提出した。内容は品川駅から小田原駅までの触流しの件である。

四月十三日には、三月十一日に品川から小田原迄御触流しにより、その間にいた悪党が箱根山中から三島千貫櫛迄移動したから、三島駅までの御触流しを願つた。

二十日夜に差紙が到来した。翌日には六組の願人十六人と六組からの腰掛け右衛門・関右衛門を始め三四十人が町奉行能勢肥後守番所に赴いた。御白洲では、願人に対して御触流の旨を申聞かされた。この後、日を改めて御札に參上した。

これで解決はしなかつた。品川の觀音前に悪党が出る噂があり、対策として大名の御発駕に送りの者二人宛では、大名が三～四頭の御発

駕の場合には送りの者が不足するので廃案となる。仙台屋徳太夫が品

川まで行き、悪党どもを追い散らし、小田原・湯本迄見送つて江戸に帰つた。

五月八日に六組願人十六人が御奉行所へ差し出した。品川宿から藤沢宿まで二十人の悪党名、その他名前のわからない者が多数いる。

十一日夜差紙が到来し、翌日町奉行能勢肥後守に罷出ると道中奉行加役兩人から品川宿から三島宿迄申し触れた。この結果六月中は静かで悪党は出なかつた。しかし、六月二十八日に豊前小倉の小笠原伊予守御発駕において、日本橋組伊勢屋九郎左衛門が通入馬一式を受負、名代として八兵衛・嘉七が登つた。石部から伏見までに悪党が多く出て、通行妨害や酒手をせびられた。梅木村の立場においては、「歸途では大津か草津の土になると思え、宿内で踏殺して紙位牌を江戸六組に三度飛脚で送つてやると脅かされた」元締め才領などは大阪に逗留したままである。

七月十九日に事件の内容をしるし、品川宿から伏見宿までの御触流と草津・大津・伏見へ帰路兩人が妨害されないように問屋に仰せつけを願つた。

二十七日に四人の悪党を呼び出し糾明の上で咎めるのが勘定奉行神谷志摩守の考え方で、役所に対し困難な交渉が続く。

八月三日夜に差紙が到来した。能勢肥後守の御白洲では、松浦河内守御役所が七月二十七日の願書認め直し、悪党を切紙に認めた事に感心した。願の通り八兵衛・嘉七が帰れる事、品川駅より伏見駅までの触

流しの実行、四人以外に違乱の者がいれば訴出することも申し添えて落着した。

宝暦十年〈五街道御触流〉

四月二十六日には東街道等での悪者・小揚取の横行について訴訟に踏み切った。訴訟費用は、京・大阪・伏見と江戸が折半することになつた。願書下書きは仙台屋が認め、願人は大行事日本橋組越前屋八兵衛がなつた。

二十九日付けで御奉行所に差出した。内容は、品川宿から伏見宿までの御触流を願う事だった。

五月八日には、宝暦八年・九年にねだり取られた金額の書き上げを命じられたが、具体的な金額は不明であった。

六月九日には十日・二十日と御伺いに出たが取り込み中に數度出頭したのは不届きだとして各組行事と大行事達は五人組預けとなつた。

六月十日には延享元年能勢肥後守時分の御触流の控えの提出を求められたが六組には保存されておらず、仙台屋が一部始終を語り、それにより全員が罷帰の事ができた。

六月二十一日には道中奉行小幡山城守の番所に出頭すると、宝暦八年に東街道五十三次宿から六組が不法をした件で訴訟があり、十六人を呼び出し尋問をしたが六組はこの事実は知らない、また、六組では以前不埒のあつた者は雇用していない。延享元年五十三次得心印形の控えがあり、不埒の者があれば申し出ることを規定しているが

申し出た者はいないと答えた。

同二十六日に道中奉行小幡山城守の御白洲で六組十六人と願人の木曾路・中仙道・美濃路惣代柏原宿本陣難波辰右衛門、東街道五十三次惣代島田宿本陣置輪藤四郎と対決し、難波辰右衛門が仙台屋は旅行をしないから道中の実情を知らないと申し立てた。仙台屋は六組が請け負つた場合には必ず、小田原・沼津まで見送りをするし、その先もよく知つてゐる。延享元年五十三次得心印形があるのに宿から申し出がなかつたのがなによりの証拠である。組外の者の仕業と申し立てて決着した。

七月二十九日には道中奉行小幡山城守の御白洲で同日付けで五街道に御触流を告げられた。

天明七年～寛政元年〈寛政元年仲間仰付と五街道御触流〉

天明七年十二月二十一日に松平隱岐守御家中水野吉右衛門の下りを大阪上町丹後屋徳右衛門が勤めた。品川觀音前で悪党から金三分、品川ハツ山で腰物を取られ打擲され、金一分と大木戸で金一両をねだり取られた。

丹後屋徳右衛門は大目附道中奉行大矢遠江守に駆け込み訴訟をして御屋敷に留め置かれた。

同二十四日、京橋南組で寄合御触流を願う相談をした。六人を願人とし、入用は割合次第として出金する事になった。

同二十八日町奉行山村信濃守南御番所に訴訟し、延享二年、宝暦十

年の御触流と同趣旨を東街道・木曽路共に御触流を願い出た。

天明八年二月二十四日に願書控えと御触流写を町奉行へ町年寄の樽

屋与左衛門が提出した。その頃三十間堀の茶屋に六組の十六人と願人六人が集まり入用金の拠出について話し合い、少人数の山ノ手組が金二両、その他は金三両宛を出金し、どれほど費用がかからうとも六組でまかぬ事が決められた。

天明九年正月十六日に山村信濃守の御白洲で願人に對し、勘定奉行根岸肥前守に掛け合つたから勝手次第に罷出るようにといわれた。

同十九日京橋南組が寄合い相談の結果、翌二十日に根岸肥前守御役所へ願書を差上、同二十五日に出頭を命ぜられた。同二十二日には、根岸肥前守御役所から連絡が入り、通日雇が道中において不法を働き、道中問屋から訴出されていて、〈組合取締仕法書〉〈江戸惣日用頭共所名前書〉を差出すように言われた。

同二十四日に六組の寄合があり、取締仕法書と惣名前を認めた。この日確認された事は、書き出した名前以外の者はいない事、家業取極書を承知した事、入用金を立合勘定の上で出金する事の三点である。

同二十九日に根岸肥前守に願書、仕様書、名前書を提出した。願書は御触流を願い上げ、惣人数は百九十四人で、仕様書は、

一、組合人数を糾し、月行事・年行事を定めて道中問屋と合体で仕事をする。

二、諸家様、御家中様旅行請負の場合には、下ヶ札を持参させて差し出す。

三、目印下ヶ札のために上下飛脚屋の名前を宿々問屋に差し遣わす。

四、道中筋の山宿・立場茶屋で通日雇の者が「がさつ」な振る舞いがないようにする。もしあれば召し連れて訴える。

五、諸家様通行の際に上下飛脚屋に掛け合い組合の内から一人宛差添い、宿々問屋において不法の通日雇の者を吟味し、もし発見すればその所に預けて訴出する。舊錢とねだり取られた金錢は上下飛脚屋が返弁する。

一月三日（同日寛政と改元）に御留役大原四郎右衛門に、同十六日には、町年寄奈良屋役所に提出している。

一月二十一日に御白洲で六組は願書を口書きに認め直し願人印形を仰付けられ、同二十四日は、行事得心印形を仰付けられた。

四月三日に根岸肥前守の御白洲で御触流と仲間百九十四人が定まった。道中筋通日雇仲間取極については前記願出の他に旅籠錢は食札引き替えにし、仲間内で仕事を止めるか休む場合には御届けをし、譲渡や新規加入の場合にも願出て指図を受ける事を規定している。

四月四日に願人は、根岸肥前守御役所・大原四郎右衛門宅に口上書を町年寄の奈良屋・樽屋に口上を申しあげた。同七日に山村信濃守御番所、町年寄三家に口上書を差し出した。同十三日に六組仲間行事名を根岸肥前守御役所に提出した。

四月九日までの訴訟費用は金百十七両で、一人銀十八匁一分の割合だから結構な負担金である。

同年八月二十九日には、京橋組年行事若狭屋忠右衛門代武兵衛が根岸肥前守へ出頭し、仲間名前印鑑を道中筋に送る件と同年八月に江戸六組と同様に京都十六人、伏見十二人、大阪九十三人に仲間になる事を仰せつけられた。九月十日に印鑑を五街道宿々へ宿継で願い、人足賃銭は上納する事としている。品川宿へ印鑑帳百二十二冊を渡した。同宿から守山駅佐谷路共六十一次に一宿二冊である。同十四日に四谷内藤新宿から上諏訪迄一宿一冊宛で印鑑帳四十五冊、同十五日板橋宿から守山迄美濃路共一宿一冊宛で印鑑帳七十五冊、同日千住宿から日光鉢石迄二十一宿と奥州街道白川迄十一宿に一宿一冊宛で印鑑帳三十一冊が渡された。

同十九日に六組年行事から根岸肥前守御奉行所へ各宿に印鑑帳を引き渡した事が報告された。

『宿駅』児玉幸多

「五街道取締書物類寄」の原本は、通信博物館に所蔵されている。明治初年に「駅通志稿」が編集したときの材料の一つであり、道中奉行所で作成し、使用されていたと児玉幸多は述べている。

児玉幸多が「宿駅」の一項「通日雇人足」を書くにあたり参考にした資料が「五街道取締書物類寄」である。

通日雇人足

○印はその他。

○正徳二年（一七一二）新井白石の駅制改革——江戸、京、大阪の人足

請負業者に申し渡し五街道の宿々にも通達

○延享二年（一七四五）小揚取の取締——東街道の宿々へ通達

○宝暦十年（一七六〇）再度通達を出す（五街道取締書物類寄十六）

○寛政元年（一七八九）百九十四人が仲間を作る。六組の結成、京・大阪・伏見の通日雇請負人にも組合を結成させ、京都十六人、大阪九十三人、伏見十二人（寛政二年に十人が新規加入している）

○文化元年（一八〇四）七月五街道の本陣が江戸六組百九十四人の請負人を相手取り道中奉行へ訴え出た。

○文化二年（一八〇五）七月両者で契約書を交換した。十一ヶ条六組の請負人は鑑札（木札に焼印）を下附される。番組人宿・地日雇請負人仲間の者が素人の請負に加判することや、素人請負人に協力することを禁止する申し合わせをしている。

○文化五年（一八〇八）番組人宿・地日雇請負人仲間から鑑札の下付を願い出たが、六組の請負人、東街道宿々の本陣が反対した。

○文政四年（一八二一）四月奉行所より江戸六組通日雇人年行事への申し渡しには、諸家道中の通日雇を請け負つたときには、姓名、発足日限、請負人の名と住所を届け出る。

江戸辺りの代官、大貫次右衛門、大原四郎右衛門、杉庄兵衛、吉川栄左衛門。各地における日雇請負人への通達方を依頼した。

伏見の請負人は二十一人、京都十三人、大阪は五十五人、京都では

摂家、宮、門跡、堂上方の請負をする者がいた。

○文政五年（一八二二）徳次郎宿から鉢石宿までの継ぎ立てに先触れ

の賃銭を支払わなかつた。徳次郎宿では手廻りの者が宿役人、助郷惣代から祝儀銭を出させようとしたが宿役人が拒絶すると、彼らを打擲した。継ぎ立てが遅延するとそれを言いがかりに祝儀銭をとつた。日光奉行は責任を回避した。

○文政五年（一八二二）閏正月高家・大番頭・両番頭へ御用旅行の折に、六組外の日雇では不取締になるから注意をするように達している。

○文政七年（一八二四）三月陸尺日雇に出た直蔵が徳次郎宿で宿駕籠を命じたが用意しなかつたので居合わせた助郷惣代西新里村百姓忠右衛門外一人を打擲した。問屋場へ行き、祝儀銭を出させ往復とも錢をねだり取り、敲きの上江戸払いとした。直蔵を提供した六組日雇請負の三人が錢十貫文の過料に処せられ、徳次郎宿の問屋年寄りは、直蔵をその場で捕えないし、訴えもしなかつたのは不埒で、問屋は急度叱り、年寄りは叱り、祝儀銭を与えた上金井村の組頭と、見ていて止めなかつた徳次郎宿の組頭は急度叱りだつた。

通日雇人足の不法行為については宿場側の記録に繰り返しされて

いる。

○文政八年（一八二五）道中奉行所へ訴え出た。京都北五番町「百姓金」、二条新地「二条吉」兩人は人宿三十六軒の組合の仲間と称

し、元所司代手廻り部屋頭だという。「若」「雲州屋」「伊三郎」は住所不明であるが人宿組合のうちか手廻り部屋頭である。

○文政八年（一八二五）京都町奉行に掛合い町奉行は、吟味しないで諸家奉公人口入仲間を呼んで厳重に注意した。

江戸の通日雇宰領が京都に行き、不法な目にあえばただちに京都町奉行所へ届け出るよう通達した。

○文政九年（一八二六）松平邦之助が駿府加番を命ぜられたとき、加番の申し送りで通日雇い請負人上州屋善次兵衛に請け負わせようとしたが、松平家出入りの吉兵衛と請負人仲間の年行事が道中奉行に訴え出たが、善次兵衛の請負は心得違いとなり、同人は組合仲間に詫びて示談になった。

○文政九年（一八二六）五月「六組仲間規定帳」が作成されていて、善次兵衛の請負はそれに抵触する。
年行事役給として、一年に組合人別一人より金一分を出金する取り決めだが出金しないために紛争が生じた。

「六組仲ケ間公用書留・六組仲ケ間日記」

最後に「六組仲ケ間公用書留・六組仲ケ間日記」を紹介する。正式には「六組仲ケ間公用書留」「文化十三丙子年々上下飛脚通日雇駄賃六組仲ケ間日記 天保三辰年迄」と長いタイトルであるが、「六組仲ケ間日記」とし、これを後半のタイトルとした。以後、「六組仲ケ間日記」と表示する。

「六組仲ヶ間公用書留・六組仲ヶ間日記」と「五街道取締書物類寄」の内容は似通つてゐる。重なる年は、寛政元年・寛政三年・文化二年・同三年・同四年・文政四年～同九年、違うのは、「五街道取締書物類寄」の方では文化五年・同十一年・文政十年・同十一年、「六組仲ヶ間公用書留・六組仲ヶ間日記」の方は、天明二年・文化元年・同三年・同四年・文政元年～同三年となつてゐる。

これらの年の事を簡単に紹介しておく。

(天明二年)「上下飛脚屋商売仕候者江三度飛脚屋不江絵符被下置」
(文化元年)番組人宿・地日雇請負人仲間から鑑札の下付を願い出たが、六組の請負人、東海道宿々の本陣が反対した。

(文化三年)五月十九日、所々の地日雇の者との掛合により十七人と和談するが、不和談として、久保町あたりの三十人は不承知、西ノ久保の十人は、前者が承知すれば承知すると言つた。

五月二十二日、地日雇の者に対する鑑札は、差障りのある者の有無の書付を提出の事。

十一月一日、地日雇の者内、桜田あたりの三十七人は加入したいと言つ。

十二月二十日、差紙が到来し、根岸肥前守様御番所へ出て、番組人宿と地日雇の者で差障りのある者は残らず出るよう言つ。

十二月二十一日、井上美濃守様大目付御兼帶御掛かりにさし上げる。
(文化四年)奈良屋役所より差し障り人の名前とその筋の五十七人の書付を貰うあいだに和談をし、十一組あるなか一組に一枚宛、去る丑

年九月廿九日に書付を以て願い上げた通り地日雇の者で桜田辺・西ノ久保の四十七人が加入し、鑑札については、貴殿方へ五枚宛を渡し不足の場合は六組より渡すことになつた。

(文政元年)六組内三十人の悪者のお尋ねあり、年行事が詫び言をいい、始末書あり。

通日雇・陸尺・手廻り人足が不行跡や増長があれば取り締まる事。六組仲間の者で酒手などをねだる者がいれば届ける事。

(文政二年)諸色値段の引き下げの御触れの為、平均で一分五厘を引き下げる。触れ前は、一人二付銀九拾匁程が、引き下げ後に銀八十七匁七分五厘、つまり一匁二分五厘が下がった。

(文政三年)六組飛脚屋仲ヶ間規定の十二条がある。
ここから先は、新資料の側面から記述する。

一、文化元年の約束

文化元子年四月並びに同年十二月十九日の資料は他にはなく、文化二年宿方日雇方の議定書が交わされる前の動きを探る。

子年二月八日に六組年行事が集まり相談の結果、五カ条を定めた。

一素人二而請負候用先江仲ヶ間内より割取候事
一素人二而請負候用先江仲ヶ間内より割取候事

一諸国より御当地江籠越諸家様御受負致候とも当宿二而相請負同様之紛敷儀相互ニ致吟味右躰之儀無之様精々吟味致合可申候事

一素人二而請負候用先江仲ヶ間内より才領等ニ罷出候者有之候

翻刻「六組仲ケ間日記」

八、致吟味仲ケ間内用先江決而遣申間敷候事

一仲ケ間内用先引受人者勿論才領等二至迄心得違二而不勘定等有之候ハ、六組仲ケ間評議之上戻金不相立候ハ、一同申合相互二遣ひ申間敷候左候ハ、仲ケ間中見勢先江名前書付張置可申上候事

右の案を三月四日までに取り決めたいと申し合せた。

文化元年四月に東海道品川々大津迄佐谷廻り美濃路共宿々一同本陣惣代他より道中御奉行所様へ「乍恐以書付奉願上候」として次の事を願つた。

- 一 「渡世人之外御出入之酒屋薪杯様之他商売人入札仕落札二相成候」「組株無之者共聊之手筋を以入札仕種々之儀相考安札二而日數里数之賃錢二も不相当直段申上落札二相成候」
- 一 「御休之儀者立場茶屋二被仰付往還宿役も不相勤候立場茶屋斗繁昌仕駅場立行不申」
- 一 「近年御諸家様方御旅行之節何之守内誰与申苗字帶刀二而宿札差出御下宿申付置候得者旅籠錢勘定之節者此方日雇方元メ二付宿払之儀者日雇人足同様ニいたし下宿致候」
- 一 「小揚取与相唱候無宿同様之日雇取并宿場繼立之帰り人足江安賃錢二而相対雇ニ致シ」
- 一 「夜勘定と申夜通し錢取遣り仕給仕之者も夜通しニ付置油火等も數多ニ而重荷物二候間大喰も致旅籠錢之儀ハ御家中方御払ヨリハ漸々六分位ニ相払其上どアつけ錢と相唱商人共々金三両五

兩拾兩位迄モ錢賈候」

「口論等相始メ錢代金催促仕候得者半減六七分位相渡残り受取可申与相伝候内御出立刻限ニ至リ不残散乱致シ漸々見知候者江付添先宿々江催促ニ罷越候而も彼是不相渡」

一 「近年素人ニ而日雇方入札受負候者多分御座候由ニ付」

これに対し六組飛脚屋仲間は「私共渡世方不埒之筋ケ条書加ヘ訴状を以御奉行様江奉出訴私とも被為召出右之ケ条之趣逸々被為仰

渡奉恐入候左之御答奉申上候」と答えていた。

文化元年十一月二十二日には、宿方惣代ハ六組仲間へ渡した規定証文は次の通り。

「宿方ニ而通日雇之者病人代り人足之儀日メ帳ニ乗せ候哉相除候哉此儀御尋ニ付」

其節之中書文言

宿方日雇方六組之者双方が掛合熟談して取り締まりが永続する規定を作成せよと言われた。

一 通日雇の者の不法や往来の妨害する者は召し捕り、最寄りの宿方へ渡す。

一日雇人足に病人や足痛の者が発生すれば、仲間印鑑を以て断り次第賃錢を渡せば宿人足の八人九人ぐらいなら差し出てもよい。

一 煮売屋・飯屋を準備して御供や日雇の者が手軽に昼食の支度ができるようになる。

一小揚稼その他にも帳場宿で不法があれば宿方へお届け次第召し捕りに差し支えないようにする。

一通人足が足痛や急病人になれば六組仲間の行事十二人の名前印鑑を東海道佐谷路・美濃路の宿々へ一枚ずつ渡し、右印鑑と引き合ひ人足を差出す。

右の案件が六組仲間と宿方が申し合わせた規定証文である。

文化元年十二月十九日の日付の事であるが、同日、江戸六組飛脚屋仲間々宿方へ遣わした。
規定は次の通り。

一訴出され色々吟味し、宿方へ掛合熟談の結果、次の取り決めに落ち着いた。

一宿泊・御休み・御小休の時は、立場・茶屋間村茶屋への利用を差し止める。

一渡り・若党・鑓持ちは、御家中並に支払う。日雇方の旅籠錢は銘々が払わず、人数を調べて帳場より本陣に支払う。

一通日雇・受負人足共が下宿で諸勝負をしない事、大勢が集まり夜勘定や錢取替の儀は帳場会所の他するべきでない。

一諸買物代を渡す事。

一受負痛日雇の者共が宿々で非分不埒があれば行事に届け、取り締まる事。

前書の通り六組仲間百九十四人の者に申し合わせ取り締まり、宿々へ判鑑を改め渡す、仲間の者の往来、持参して引き合ひがで

きるよう取りはからう。万一不埒な者がいれば年行事に届け、取り締まる。仲間惣代年行事連印規定として取り交わした。

これにより宿方日雇方江戸六組仲間の者が熟談し、規定を取り交わし一件落着した。

二、文化二年「宿方日雇方双方議定」

文化元年十二月十九日は双方が連印を申し出、その後追訴として、「日雇方足痛之節宿々ニ而少々宛之人足賃吳候」の件を正徳五年二月、寛政元酉年の再御触を願っている。

宿方の返答は難しいが、文化二年正月十九日に日雇方が願い上げた件は、寛政元酉年の御触の通り、病人の代替人足を差出してくれるよう宿方へ仰せ付けてくれればよいと道中奉行に願つた。
丑正月廿九日に宿方と日雇方が同道して取り決める願書を差出した。

三、文化二丑二月九日の差上書

文化二年芝口壱町目西側仁兵衛店三番組人宿友七が京橋組年行事南大工町久右衛門店三郎兵衛を相手取り閏八月十四日に出訴した。

内容は、六組飛脚屋仲間へ加入させてほしい、と頼ましたが、加入できない、と惣飛脚屋へ廻状を通し、「休株等有之候共猥ニ名前譲替等決而致間敷」この訳もあつて仲間加入は難しい。三郎兵衛は迷惑していると答えた。友七に対しても証拠があるか、と尋ねられ、大芝組の

翻刻「六組仲ケ間日記」

写しがあると答えた。これは行事共から出た廻状か、と尋ねた。「そうではない」大いにお叱りになり、写しが証拠になるものか、といわれ。石川左近将監様は追つて、呼び出しをすると言われた。文化二丑年九月の「入置申一札之事」では、廻状の文言に京橋組と記して差出したのは、大芝組年行事嘉兵衛であつた。まことに不調法だった。と御詫一札を入れた。そして友七へ内済にしてほしい旨を伝える。

「入置申一札之事」には、「相詫」「不調法之段一札差入」の文言が見える。

大芝組年行事

嘉兵衛

京橋組行事

三郎兵衛

外行事四人

日本橋組行事

同 久兵衛

仲人 喜八

三番組人宿 友七殿

同年行事 喜太郎殿

右町 御奉行所様御掛け内済下仕候

四、文化二丑年九月十日

文化二丑年九月十日に差出した御請書では、番組人宿・地日雇の者共と相談して、値段の掛合をした。

九月十八日、藤岡で六組仲間の内番組人宿へ加入者の人数調べをす

九月晦日奈良屋御役所に提出したのは、番組人宿共へも御鑑札壹組

写しがあると答えた。これは行事共から出た廻状か、と尋ねた。「そうではない」大いにお叱りになり、写しが証拠になるものか、といわれ。石川左近将監様は追つて、呼び出しをすると言われた。文化二丑年九月の「入置申一札之事」では、廻状の文言に京橋組と記して差出したのは、大芝組年行事嘉兵衛であつた。まことに不調法だった。と御詫一札を入れた。そして友七へ内済にしてほしい旨を伝える。

芝口組加賀屋次郎兵衛が加入しており、彼が番組行事三番組遠州屋喜太郎殿へ参るが、四番組の大坂屋重五郎殿も行事だし、この方へも相働き先方の考え方で相談をする。

九月二十一日、番組人宿で寄合。

同月二十四日今川橋松屋伊右衛門方で双方が寄り合つ。他の組にも通達してください。藤岡で揃い、西ノ久保近江屋にも知らせてくださいと伝える。

同日五ツ半時より銀座藤岡の寄合で六組八人、今川橋松屋伊右衛門、番組年行事壹組が揃つて番組人宿の頼みは、「拾壹組之内壹組江御鑑札弐枚ツ」とし、もし聞いてもらえないときは「休株之札を以壹枚ツ」とする。これで和談し双方手を打つ。

二十五日品川宿本陣市郎右衛門の父半兵衛が源六方へ参り、五街道が加判し承知した。

二十七日番組行事衆へ掛合、遠州屋喜太郎宅へ参り番組一人が参り、右の話に喜んだ。

二十九日に道中奉行所に差上書、六組飛脚屋惣代年行事が申上げるには、番組人宿にも壹組弐枚ツ、頂戴できれば有難い。いまだ掛合中だが品川宿本陣市郎右衛門も掛け合うことになる。

式枚ツヽくださいと述べる。

十月十九日四時に名主方へ罷出るよう仰せつけられ、当田六組年

行事も出るように言われ、地日雇差し障りがある者五十七人町所名前認めのは五十七人。

十月二十一日、差障りのある五十七人を町年寄御役所より御書付が相渡り、六組年行事・番組人宿年行事と寄合相談の上、最寄りの人が手分けして和談にする。十一月五日は深川まで掛合し証文を取り交わした。

文化一丑年十一月には、通日雇方手先之者渡世致方が掛合和談の「一札之事」を入れ、同月には地日雇十三名が「一札之事」としている。

文化三寅年五月十九日所々にいる十七人と掛合し和談に応じ、差障りがない者。

久保町辺りの三十人は掛合をするとも何にも申し聞かず、承知しない者。

西ノ久保辺りの十人は、前者が賛成すれば一同承知する者。

同日御鑑札追願を出す。

寅五月二十二日、地日雇者へ御鑑札をくださることになる。木札に御焼印がある。差障りの有無の書付を取ること。

右の書付を六月四日石川左近將監様へ差し上げる。

寅十一月三日、桜田辺りの三十七人が残らず加入する。

文化四卯ノ四月九日番組入宿・地日雇渡世の者より差障りのある事

を申し立て、双方理解の上示談するように言われる。

四月十一日藤岡で六組の寄合。

十二日組合の長門屋半六宅へ桜田辺惣代西ノ久保惣代と掛合、寅十一月に和談したとおり新規加入の御願いがあり、こちらも承知した。

十七日藤岡で寄合番組入宿・地日雇の人数と掛合和談した。

文化四卯年四月十九日、番組入宿・地日雇渡世で差障りのある者五十七人の書付から十一組に毫組式枚ツヽの願の通りしていただいた。地日雇渡世で桜田辺西ノ久保四十七人が六組飛脚屋仲間へ加入されても、差障りはない。

五、文政六年二月素人加入申し渡し

文政六年四月十八日には、前々から証文を交わした規定まであるのに「素人ニ而通日雇宿致し候者共」がいたり、四月中には、城州伏見の津国屋太郎兵衛が受負、藤助店伊三郎の卒初之助一同が言うのは、勢州の津まで行く途中の通日雇人足の内熊谷・深谷の両宿の間にある東方村境内において、御役人様に「苛察之儀」があり、吟味を仰せつけられ茂吉・仁太郎・仁助の儀につきお尋ねがあり右三人が新町宿止宿の夜欠落をし、行方知れずになった。伊三郎に三人の出生を御糺したが答えられず、不届きの段により太郎兵衛・初之助は手鎖の上お預けとなつた。人足を雇入れる時、右のように成らぬよう気に付ける。今回は御憐愍をもつて慈悲をくれという。小差・宰領とも雇入の場合は、名前・住所を聞き、いい加減な雇い入れのないよう釘

をさされたが、結局は許され一件落着となつた。

しかし、再び吟味の結果、太郎兵衛は伏見御構、伊三郎一同は江戸払い。伊三郎は過料五貫文を仰せつけられ、三日之内に大貫治右衛門様江納付するように言われた。初之助は御構いなしとなつた。

が綴られていて、私は六組関係者の写本と考える。

六、六組仲ケ間公用書留 文化十三丙子年より上下飛脚屋通日雇駄賃 六組仲ケ間日記天保三年迄について

この文書は軒に「冊収められていて、表紙には「六組仲ケ間公用書留」とあり、もう一冊は「文化十三丙子年上下飛脚通日雇駄賃六組仲ケ間日記天保三年迄」とあって、所有者および書き手の名前が記されていない。文化元年から同四年までの内容は寛政元酉年四月八日町中御触流、文化二丑年七月十日五海道御触の紹介並びに、藤兵衛の株の譲渡、新しい議定の取り決め、地日雇・番組人宿に対する鑑札の交付、六組仲間の転宅および同居の確認、薬種荷物取扱の確認、奉行所からの名前・帳面の書替を命じられ、その時に住所・名前・印形に相違があった。以後は相違のないようにする、と述べている。

これらの要素から道中奉行で作成するには無理がある。六組関係者あるいは町名主の控えとも考えられる。しかし、町名主の控えにしては、六組仲間の転宅・同居の確認や六組の新しい議定など六組の奥深い所にまで及んでいるのが気がかりで、町名主の控えとは考えにくい。

文書名を尊重する見地から推測するところの文書は、六組仲間の歴史

正誤表
翻刻「六組仲ケ間公用書箇」（大阪商業大学商業史博物館紀要第一〇号掲載）

二四三	二四三	二四二	二四一	二四〇	二四〇	二四〇	二三九	二三九	二三八	二三八	二三八	二三七	二三七	二三七	二三六	二三六	二三六	頁	
下	上	上	下	下	上	上	下	上	下	上	上	下	下	下	上	下	上	段	
二	一八	一	一三	二三	一一	八	一二	八	二	一〇	五	五	一六	一〇	七	八	二	一八	行
仕	節	替	差宿	し	差宿	し	程々	人足入口	差宿	ミ	程々	差宿	し	し	異恨	差	御	直段	誤
能	答	遣	着宿	シ	着宿	シ	種々	人足・入口	着宿	之	種々	着宿	シ	シ	異恨	着	八	直 ^(備) 段	正

一四八	一四七	一四七	一四七	一四六	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四三	一四三	一四三	一四三	頁
上	下	下	上	下	下	下	下	上	上	上	上	下	上	下	下	下	下	段	
二	四	三	一四	一三	一六	五	一	二〇	九	九	八	六	九	二	二	一九	六	五	行
儀	定	程	術	取	外	末	連	相連	府	路	い	し	不締	宛	書	聞	候	乍恐	誤
紙	尽	種	街	元	分	条	達	相達	府 ^(符)	跡	ぬ	シ	不締 ^(取脱)	欵	者	右	削除	急	正

二六〇	一五九	一五八	一五七	一五六	一五六	一五六	一五四	一五三	一五三	一五三	一五二	一五二	一五一	一五一	一四九	一四八	一四八	二四八	貢
下	下	上	下	下	上	上	下	下	下	下	下	上	下	上	下	下	上	段	
七	一八	一〇	二	一七	一六	四	四	一	七	二	一	三	一六	四	一	八	三	一七	四
御慈悲	閩江	番	迄	触	方江	道中々	過	宣	情々	い	保	頼	宣	仰	定	間仕	得	様	連
御一字下げ	閩江 ^(取)	当	意	能	江を削除	道中々々	遣	宜	情 ^(状) 々	ゐ	保 ^(徳)	願	宣	一字下げ	仕を削除	得 ^(無)	揃	達	正

二七五	一七五	一七五	一七二	一七二	一七一	一六八	一六六	一六六	一六五	一六五	一六四	一六三	一六三	一六二	一六〇	二六〇	貢		
下	下	上	下	下	上	下	上	下	上	下	上	下	下	下	下	下	段		
三	一〇	九	二〇	七	四	一八	二二	一五	一三	七	三	二	九	一七	一三	二	一〇	一七 行	
体	宣	宣	源六治郎兵衛	百拾四	御威光	差	町	吉	御奉行	連	仰	召	仁	し	共	臺三郎	迄	藁	仁 誤
休	宜	宣	源六・治郎兵衛	百拾四 <small>(九拾四)</small>	御を一字下げ	取	所	善	御を一字下げ	れ	一字下げ	に	シ	甘	喜三郎 <small>(太)</small>	意	菊	に 正	

